

世界に開かれた情報拠点をめざして
- 県立図書館整備基本構想の策定に寄せて -

コンピュータ・ネットワークが情報のあり方を変えようとしています。コンピュータ技術とデータ通信技術の急激な発達により、あらゆる情報がネットワーク上を縦横無尽に駆け巡る時代を迎え、誰もが、求める情報をどこからでもすばやく入手し、同時に、自らも情報の発信者としてネットワーク社会に積極的に参加することが可能となりました。

かつて、シルクロードがその例であったように、多様な情報の交流こそが新しい文化を生み出す原動力となります。地球的規模で時空の壁を瞬時に通り抜けていく情報流通手段を手に入れた私たちは、今、さまざまな文化を共存させつつ、さらに高次の価値観を共有する新しい時代への転換点に立っていると言えます。

このたび、県教育委員会では、杉村健奈良教育大学教授を全体委員会会長、上田修一慶應義塾大学教授を専門委員会委員長とする県立図書館整備基本構想策定委員会の審議を経て、ネットワーク社会の到来を見据えた県立図書館の将来あるべき姿を、「県立図書館整備基本構想」として取りまとめました。そこにはネットワーク上を流通する情報資源を活用する一方、自らも主体的に情報を創造し発信していくという新しい図書館像が描かれております。

この構想による県立図書館は、あらゆる人々に対して、またあらゆる情報に対して、いつも開かれている新しい情報流通システムに変貌することが期待されております。県民の皆様にとっては、必要な世界中の情報へのアクセスポイントとなり、また国内・外の人々のためには、奈良県の豊かな歴史や文化を探索する窓口となることでありましょう。さらに、県及び市町村の行政はじめ公共サービス機関から県民の皆様さまにさまざまな情報を発信し、県民の皆様からもこれらの機関に多様な提言をいただくシステムにもなります。

新しい県立図書館は、このような意味で、県内における総合的な情報拠点となることが期待されます。いつの時代にも社会の変化に柔軟に即応しつつ、県民の信頼に応え得る図書館となるよう、教育委員会の今後の工夫と努力を期待いたしますとともに、策定委員の先生がたの長期にわたるご審議に深く感謝いたす次第です。

平成7年3月
奈良県知事 柿本善也

[次の項目](#)||[目次](#)|

はじめに

県教育委員会では21世紀に十分通用する新しい県立図書館のあり方を求めて、平成5年9月に県立図書館整備基本構想策定委員会を設けて必要な審議をお願いし、このほど「県立図書館整備基本構想」をまとめました。

私たちは今日社会環境の大きな変化に直面しています。とりわけ高度情報社会の到来は資料や情報を扱う図書館のサービスのあり方に大きな変化を求めています。

生涯学習意欲の高まりによって人々の資料・情報に対するニーズはますます細分化・専門化し、他方で個々の分野を越えた融合化された情報が求められています。このような高度な情報ニーズに応えるためには、社会のさまざまな図書館や情報機関がネットワークを通じてそれぞれが持つ情報資源を共有し、全体としてより高次のサービスを展開する必要があります。

この「県立図書館整備基本構想」では図書館自体がいわばネットワーク情報資源であるという考え方に立っています。この考え方を基本に、新県立図書館は県内の公共図書館はじめ大学/専門図書館、公共機関等と相互に情報ネットワークを結び、さらにこのネットワークを県外のさまざまなネットワークと結ぶことによってそ県民の方がたにあらゆる資料・情報を提供する県内の中核的な公共図書館をめざしてまいります。また今後図書館の独自情報がますます重要性を帯びてくることから新県立図書館は本県の豊かな歴史/文化に関する研究フィールドとなり、この分野の研究を全国的視野で支援するサービスを充実し、より深い専門情報を世界に発信してまいります。さらに県民の方がたが必要とする情報は必ずしも図書資料の中にあるとは限りません。新県立図書館では、行政サービスはじめ生活に役立つさまざまな情報を積極的に収集し提供する新しい時代の公共的な情報基盤にふさわしいサービスを展開したいと考えております。

県教育委員会では、本基本構想を着実に具体化し一日も早く新県立図書館を実現するため努力してまいります。みなさまがたのご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、本基本構想の策定に当たって審議をお願いしました策定委員の先生がた、とりわけ毎回細部にわたる深い検討を重ねてくださった専門委員の先生がたに心から感謝の意を表明いたします。

平成7年3月
奈良県教育委員会
教育長 西川 彭

[|次の項目||目次|](#)

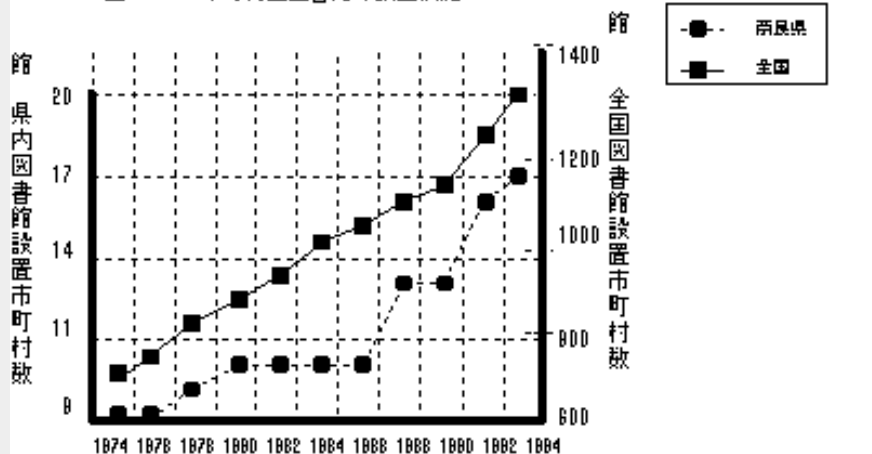
第1章

新県立図書館がめざす方向

1. 変化する図書館

今、図書館は大きく変化しています。かつて公立図書館といえば県立図書館という時代がありましたが、豊かな社会が実現し、各地で市町村図書館の整備が進んでいます。

図1-1 市町村立図書館の設置状況



※各年4月1日現在、なお、奈良県の1994年には同年9月設置の御所市立を含む。

※全国の数値は日本図書館協会「日本の図書館」による。

また、コンピュータによる情報処理技術とデータ通信技術の発達は図書館サービスを一層豊かなものにする可能性を提供しています。このような状況を受けて、県立図書館のあり方も変化してきました。次頁の表は図書館に関する施策の変化や県立図書館のビジョンの変化等を整理したものです。

表1-1 図書館をめぐる環境変化

< 施策の変化 >	< 役割の変化 >	< 県立図書館のビジョン >	< 変化要因 >
<ul style="list-style-type: none"> ・無料の原則 (図書館法17条) ・中小レポート*1 (1963年) ・任務と目標*2 (1987年) 	+ - - - - + 図書館の役割は貸出 サービスの主体は市 町村立図書館 県立は市町村立の後 ろだて 保存機能	伝統的県立図書館 研究図書館 郷土資料、貴重書の 収集・保存 総合目録、書誌の作 成 県内図書館サービス の欠落部分の補完 : 移動図書館車運行	社会の変化 ユーザーのニーズ の変化

県立の第一義的役割 は市町村立図書館の 援助 ・臨教審答申 (1987年) 生涯学習社会への 対応 ・情報活用のための ネットワーク化 ・施設のインテリジ エント化 ・在り方*3 (1988年) 多様なメディア対応 あらゆる情報ニーズ への対応 図書館間、類縁機関 間のネットワーク化 ・望ましい基準*4 (1992年) 県内図書館ネットワ ーク 注)*1「中小都市に おける公共図 書館の運営」 *2「公共図書館 の任務と目標」 *3「新しい時代 に向けての公 共図書館の在 り方について」 *4「公共図書館 の設置及び運 営に関する基 準について」	貸出 サービス	文化施設の象徴 協力・援助型県立 図書館 図書館の図書館 市町村立図書館の 支援 ・相互貸借、資料 保存センター ・協力車の運行 ・市町村職員の研修 直接サービス (貸出)の否定 1980年代の傾向 大規模県立の新設 情報化 機械化 県内ネットワークの 中心、県外ネットワ ークの中心、県外ネ ットワークの窓口 AV/電子資料の積 極的な収集 国際化 専門化 ・県特有の主題につい てのデータベースの 作成 専門的資料の充実 小型国会図書館指向 外部委託	ユーザーの変化 (若者の活字離れ) 文字から多様な 情報手段の一般化 情報技術の変化 情報技術の革新 ・メディアの電子化 ・ネットワーク化
--	------------	--	--

2. 21世紀の社会環境変化と県民のライフスタイル

私たちは数年後には21世紀を迎えます。社会全体の成熟化、高齢化、国際化、高度技術・高度情報化がさらに進み、これに応じて県民生活も変化することが予想されます。

表1-2 21世紀の社会環境の変化とライフスタイル

成熟化	動 向	< 価値観の変化 >
経済のソフト化	所得の向上・平準化 第3次産業のウエイトの増大 「知識」「情報」「文化」の産業化 モノに対する支出からサービスへの 支出に移行 消費の個性化・多様化 価値観の多様化	精神的・文化的豊かさへの欲求の高まり 新しい地域的な人間関係の結びつきを 求める心や自然へのあこがれの強まり 仕事中心の生活から仕事と個人生活、 家庭生活の両立重視 広範な中流意識の普及 男女の役割をめぐる意識の変化

	高次の豊かさへの欲求の高まり	ノーマライゼーション意識の高まり
高学歴化	96.2%の高校進学率 (平成5年度) 40.9%の大学進学率 (平成5年度) 自己実現欲求の高まり 生涯学習意欲の高まり	<ライフスタイル> 家庭生活と仕事が両立している 自宅やサテライトオフィスでも仕事している 女性も積極的に就労している 自宅と職場が近接し、自由に仕事をしている 週休2~3日で働いている 高度かつ多様な学習プログラムに参加している ボランティアに参加している 日常的、継続的にスポーツをしている 長期休暇をとってレジャーを楽しんでいる 障害者がハンディキャップを意識せずに生活している
就業構造の変化 都市化の進展	人口の都市への集中・集積 核家族化 職住分離と近接 第3次産業への就業の増大 伝統的なコミュニティ意識の希薄化 都会的考え方の一般化 女性の社会進出	
高齡化		
項目	動 向	<高齡化への対応>
人口構造の高齡化	出生率の低下(平成5年で9.6人)による年少人口の減少と死亡率の低下(平成5年で7.1人)による急速かつ高水準の高齡化(人口1,000人当たり人数) 西暦2025年には、65歳以上人口の比率が25.8% 後期老年人口(75歳以上人口)の伸び	健康(疾病予防・疾病の治療・リハビリテーションに関わるシステム整備等) 福祉(要介護老人の介護、一人暮らし老人の福祉等) 経済(生計維持の方策、年金等) 社会参加(生きがい・余暇対策等) 住宅・生活環境(多様な住み方への対応、高齡者を配慮した住宅、住みよい生活環境の整備等)
ライフサイクルの変化	日本人の平均寿命は、男子76.25年、女子82.51年(平成5年) 子供の独立後の夫婦のみの機関や退職後の期間の伸長 夫死亡後の女性の孤老期の長期化 個人レベルでの周到な生涯生活設計の立案が必要	<ライフスタイル> 在宅でも医療を受けている 高齡者や障害者が安心して暮らしている 子供から高齡者までが交流している
国際化		
項目	動 向	<国際化への対応>
経済の国際化	GNPが世界全体の1割を占有 海外直接投資残高が世界第3位	相互の価値観を理解し、国際人としての考え方や行動様式を身につける 経済摩擦の一つの背景となっている労働時間の長さや住宅などの社会基盤の整備水準について諸外国の動向などに留意しつつ対応を進める 共通の課題である高齡者問題や発展途上国への経済・技術協力問題について諸国と情報交換、共同研究、人的交流を通じてリーダーシップを発揮していく
情報・文化の国際化	長期留学生・研修生の増加 業務滞在者や定住者の増加 地域レベルの国際交流の増加 地域アイデンティティの高まり	<ライフスタイル> 外国人とコミュニティを形成している ライフスタイルにあった国内外の商品

		・情報が手に入る 外国人が自国や日本の情報を的確に入手している
高度技術・高度情報化		
項目	動向	
技術革新	幅広い電子工学技術の展開とそれを基盤にした多品種少量生産 エレクトロニクス、メカトロニクス、新素材、バイオテクノロジーに先導された先端技術産業化	< 情報化への新たな対応 > 情報の氾濫、人間疎外、新たな疾病の増加、事故・災害時の社会的機能のまひ、個人情報保護など新たな問題の対応が迫られている
情報の処理・流通に関わる生産性の向上	コンピュータ等の情報通信分野における技術革新 大量、安価な情報伝達通信基盤の整備の進展 ビデオテックス、文字多重放送、都市型CATV、VAN等の多様なニューメディアの展開 情報機器等のコスト低下	< ライフスタイル > ホームセキュリティなど家庭で高度情報システムを享受している 家庭の端末で必要な情報を入手している
あらゆる領域での高度情報化 (個人、コミュニティ企業・産業、行政・政府)	個人(ホームショッピング、ホームバンキング、ホームセキュリティ、在宅学習、在宅勤務等) コミュニティ(CATV等) 企業・産業(POS、VAN、LAN、TV会議システム等) 行政・政府(テレトピア構想、ニューメディア構想、インテリジェントシティ構想、グリーントピア構想等)	

3.2 1世紀の図書館

3-1 ニーズの変化

価値観やライフスタイルが多様化するにつれて、ユーザーの図書館へのニーズも変化すると考えられます。

3-1-1 サービスの内容について

知的なニーズの高まりによって、求める情報が一層多様化、細分化、専門化するとともに、一方では統合化あるいは融合化した情報が求められるようになります。

(現 状)

資料 / 情報

(将 来)

あらゆる情報

多様化(範囲)
細分化(レベル)
専門化(質)
統合化
融合化

3-1-2 サービスの方法について

図書館へ出向いてその図書館が所蔵する資料 / 情報を閲覧するという従来型の利用から、通信基盤を利用した情報検索や多様なメディアの活用が求められます。

(現 状)

図書館の窓口で

(将 来)

いつでも
どこからでも
即時に・的確に・快適に
最適なメディアで

3-1-3 さらに高度な利用を求めて

情報ニーズが容易に充足されるようになればなるほど、知的ニーズはより高度なものになります。ユーザーは資料・情報を介して face to face の交流を求め、この交流の中から新たな情報が創造されます。図書館は資料・情報を媒体としてユーザーが交流する舞台となることが求められます。

表 1-3 21世紀の図書館サービスの態様

あらゆる情報を提供するために

- ・ 広範な図書資料
 - 可能な限り広範な図書資料の収集
 - 得意とする分野に関する資料の網羅的収集
- ・ 高度なレファレンス
 - レファレンスライブラリアンの養成・充実
 - レファレンスの専門化・総合化
 - 情報機器によるレファレンス業務のサポート
 - ノウハウの蓄積・交流
- ・ 広範な情報収集
 - 収集システムと収集努力
 - 独自データベースの構築・維持

簡単で最適なメディアによる情報提供のために

- ・ 24時間サービス提供
 - ノーダウンシステム
- ・ あらゆる所へのサービス
 - アクセスポイントの充実
 - 利用講習の必要性
 - 物流システム
- ・ 最適メディア
 - 提供メディアの多様化
 - マルチメディア情報の提供
 - メディア研究の必要性
 - メディア変換の方策

知的な交流のために

- ・ 人的交流
 - 快適・多様な交流空間
 - 十分なサポート施設
 - ロケーション
 - 簡便な利用
- ・ 知的刺激空間
 - 十分な図書資料の設置
 - 情報アクセスとサポートシステム

3-2 21世紀の図書館

情報資源の共有

図書館が自館の所蔵する資源だけでユーザーのあらゆる資料・情報ニーズに応えることは不可能になりつつあります。図書館は他の図書館や類縁機関（資料や情報を扱う公共的機関）と相互にネットワークを結んで連携し、活用できる情報資源を飛躍的に増やしてユーザーのあらゆるニーズに応える情報資源共有化の考え方が普及すると考えられます。

* 図書館ネットワークについての留意事項

- ・図書館および類縁機関の相互連携とネットワークの概念は理念としては以前からありましたが、コンピュータ通信の進歩によって
- 現実に大量の情報を即時・簡便に処理することが可能になり、今後はコンピュータ通信を活用したオンライン・ネットワークが前提となります。
- ・オンラインネットワークの世界では地域的な階層性（国レベル・県レベル・市町村レベルのネットワーク）はあまり意味をもちません。すべて同じ平面上でつながってしまうからです。しかし、当面は地域レベルのオンラインネットワークの創設・普及・レベルアップによって、情報格差を解消することが不可欠です。

ネットワーク情報資源としての図書館

21世紀には様々な図書館・類縁機関がオンラインネットワークによって情報資源を共有し、それぞれ得意とする機能を生かしてすべての人々のあらゆる情報ニーズに応える、図書館自体がネットワーク情報資源であるという考え方が一般的になると見込まれます。

* ネットワーク情報資源としての留意事項

- 高度情報社会では独自のデータベースサービスや情報のクリッピングサービスを行なう情報産業が成立します。普通これらのサービスもオンラインネットワークを通じて提供され、ユーザーは自分で必要な情報に直接アクセスします。オンラインネットワーク上では、図書館も情報産業も同じネットワーク情報資源として存在することになり、一層のサービス向上と業務の効率化が望まれます。

表 1-4 ネットワーク情報資源としての図書館・類縁機関

(1) 図書館の館種ごとの主軸となる機能

国会図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・各時代の情報の図書資料による保存 ・わが国の情報の海外発信 ・立法考査
公共図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の生涯学習支援 ・地域の総合生活情報センター ・地域情報の収集・保存・発信 （都道府県立図書館 / 市町村立図書館 / コミュニティ図書室 / 公民館図書室）
大学図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・研究教育支援 （各大学図書館 / 短大・高専図書館）
専門図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・当該専門機関の活動支援 ・当該専門分野情報の保存 （官公庁設置 / 民間団体設置 / 議会図書館（室））
学校図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の読書教育 ・図書館利用教育 （小 / 中 / 高）
その他図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・機能特化による特定サービスの提供 （点字図書館等）

情報センター ・ 情報流通支援
 (学術情報センター / 科学技術情報センター / その他の情報センター)

(2) 図書館情報から見た類縁機関

立法機関	・ 立法情報の発信
司法機関	・ 司法情報の発信
行政機関	・ 行政情報の発信
公文書館	・ 歴史的価値ある公文書等の保存・発信
行政情報センター	・ 行政情報の保存・発信
博物館	・ 博物展示 ・ 博物学 / 博物情報の収蔵発信
美術館	・ 美術品展示 ・ 美術芸術情報の収蔵発信
研究機関	・ 専門研究分野の情報発信 (官公庁設置 / 民間団体設置)
各種情報機関	・ 関係情報の収集 / 発信
民間団体	・ 当該組織 / 活動情報の発信 (地域団体 / ボランティア団体 / 読書会等 いわゆる官公と私の間の生活関係団体)

4 . 奈良県の公共図書館の現状と課題

4-1 県立図書館の現状と課題

現在、県立図書館は奈良と橿原の2カ所にあります。奈良図書館は明治42年に開館し、昭和43年文化会館の竣工により複合施設として再スタートしています。一方、橿原図書館は昭和15年橿原文庫としてスタートし、昭和45年、県立橿原図書館となり現在に至っています。

< 奈良図書館 >

開館 : 明治42年
 昭和43年文化会館との複合施設として
 新築開館
 規模 : 建床面積約2,870平米
 9平米
 機能 : 貸出・閲覧(一般、児童、郷土資料)レ
 ファレンス、配本所サービス、自習室等
 職員数 : 24名(正職員19名、臨時職員5名。
 内司書・司書補14名)

< 橿原図書館 >

開館 : 昭和15年
 昭和45年、県立橿原図書館となる
 規模 : 敷地面積3,283平米 建床面積約77
 9平米
 機能 : 貸出・閲覧(一般・児童、万葉資料)、
 レファレンス、配本所サービス等
 職員数 : 10名(正職員8名、臨時職員2名。
 内司書4名)

図1-2

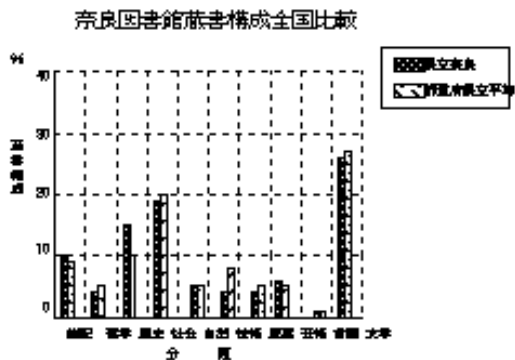
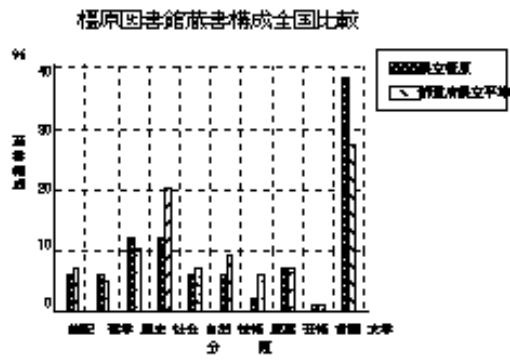


図1-3



*奈良、橿原図書館の蔵書構成は平成8年3月末現在。
 *奈良、橿原図書館の蔵書は「海外事情見聞録、特許資料（マイクロフィルム、行政文書）を除く。
 *奈良府県立図書館の蔵書構成は、文部省の「社会教育調査平成2年度版」による。

図1-4

奈良図書館年間貸出冊数の推移

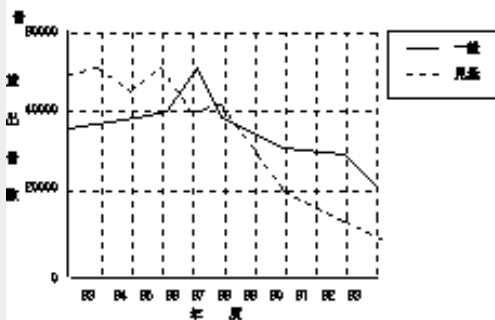


図1-5

橿原図書館年間貸出冊数の推移

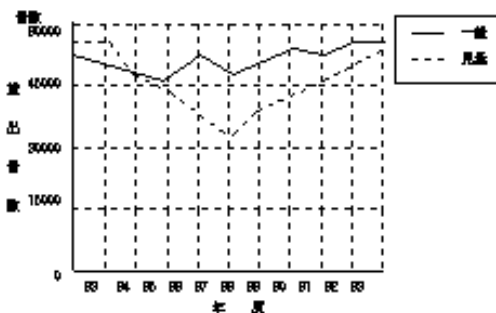


図1-6

奈良図書館レファレンスの推移

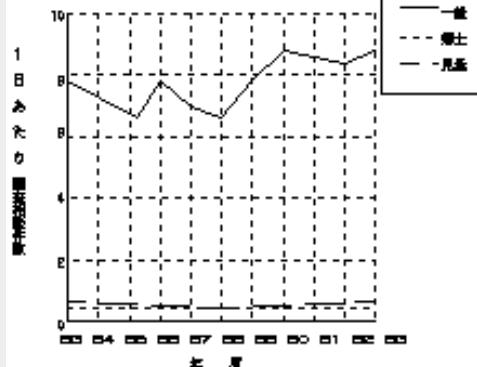
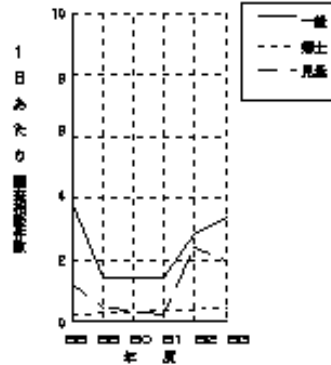


図1-7

橿原図書館レファレンスの推移



奈良図書館については平成元年に奈良市立中央図書館が開館して以降、レファレンスサービスに重点をおいた調査・研究型の県立図書館に踏み出しているといえますが、橿原図書館は所在地に市立図書館がないことから周辺住民への貸出サービスが中心になっています。なお、奈良図書館は郷土資料の収集・保存・閲覧機能をもち、橿原図書館では万葉集関連資料の集積があります。

両館とも所蔵資料のデータベース化は未着手で次代のネットワーク社会における県立図書館として準備段階に至っていないのが現状です。

また、いずれも開館以後の所蔵資料の増加により書庫スペースが狭く、これに圧迫される形でユーザーのスペースが手狭になり、各種ニューメディア機器の導入にも支障が生じています。さらに駐車場がなく、障害者への配慮も施設的に現代にマッチしているとはいえません。新しい県立図書館施設が必要であるとともに、新たな役割を踏まえて21世紀社会における本県の知的社会基盤にふさわしいサービスを展開する必要があります。

4-2 県内市町村立図書館の現状

4-2-1 県内市町村立図書館の現状

県内市町村立図書館は住民への貸出サービスを中心に顕著に発展しています。部門ごとの蔵書の状況からみても、児童書及び小説等の読書サービスが中心になっています。

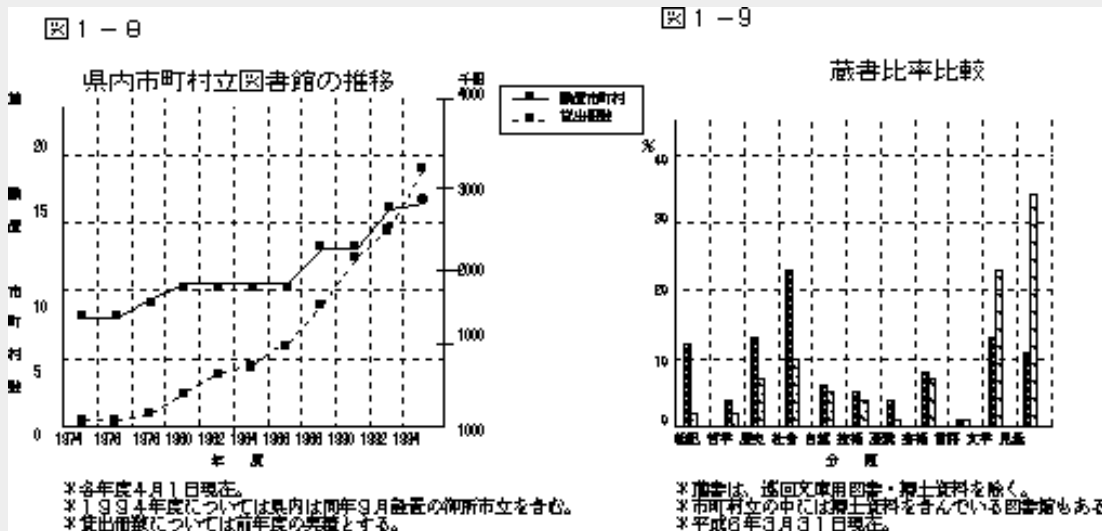
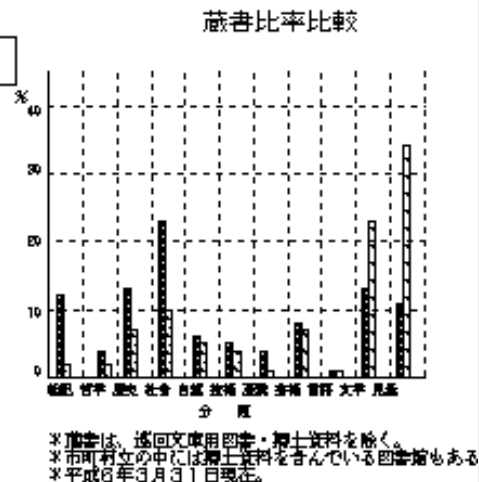


図1-9



なお、資料の収集は地域住民のニーズに対応し、ベストセラー小説等のリクエストについては大半は購入によって対応していますが、自館にない資料は相互貸借により県内市町村図書館や特に古い資料については主に県立図書館から借り受けて提供しています。

半数の図書館が目録データベースを持っていますが、システム構成は貸出管理業務が中心で、ネットワークによる連携まで考慮したものとはいえません。なお、カード目録方式を採用しているところも順次データベース化への移行に向けて積極的に取り組んでいます。

図1-10 県内市町村立図書館のコンピュータ化状況

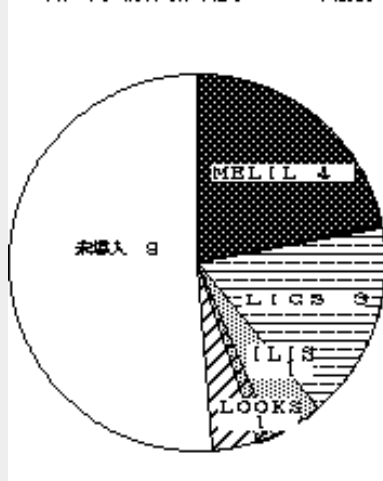
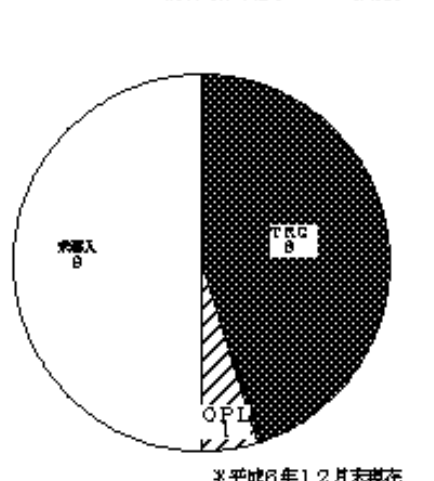


図1-11 県内市町村立図書館のMARC導入状況



レファレンスのための専任職員と専用のスペースを持たないところが多く、自館で対応できない場合は県立図書館に照会しています。県立図書館に対するレファレンス支援のニーズには大変強いものがあります。

4-2-2 図書館未設置町村の振興について

現在は公立図書館を持たないが、数年のうちに開館する予定の市町村がかなりあります。それでも県内には公立図書館を持たない町村が約半数残ります。このうち、公民館や山村振興センター等に地域住民のための図書室を持ち、これを充実して県立図書館の支援を受けつつサービスを行なっている町村や全く図書室を持たない町村など、県内の図書館事情にはバラツキがあります。それぞれの地域的な事情が働きますので一概に論ずることはできません。別途、図書館未設置町村振興方策が必要になります。

4-3 県内公共図書館の課題

21世紀の図書館は様々な分野・レベルの図書館が情報資源を共有し、それぞれの得意とする機能を活かして、すべての人々のあらゆる情報ニーズに応えるネットワーク情報資源としての図書館ですが、現在このような図書館は大学図書館ネットワーク等一部を除いて準備段階にも至っていないのが現状です。県内公共図書館の将来を見据えた連携・協力

システムづくりはこれからです。

県立図書館は次のような視点で市町村図書館を支援・補完していく必要があります。

(視点)

- ・情報資源共有の普及・啓発
- ・レファレンス協力
- ・職員研修
- ・総合調整

5 . 新奈良県立図書館がめざす方向

5-1 新奈良県立図書館の役割

県立図書館には、将来的な図書館をめざして現状とのギャップを埋めていく次のような役割が期待されます。

< 先導的側面 >

県内の公共図書館ネットワークの中核としての図書館
将来的な図書館のバックアップシステムである情報センターとしての図書館
県内の情報センター

< 地域的側面 >

地域アイデンティティをアピールする地域情報の中核拠点としての図書館
特定分野の専門図書館

< 補完的側面 >

市町村図書館の現実をふまえて図書資料等をバックアップする図書館
県内の中核的公共図書館

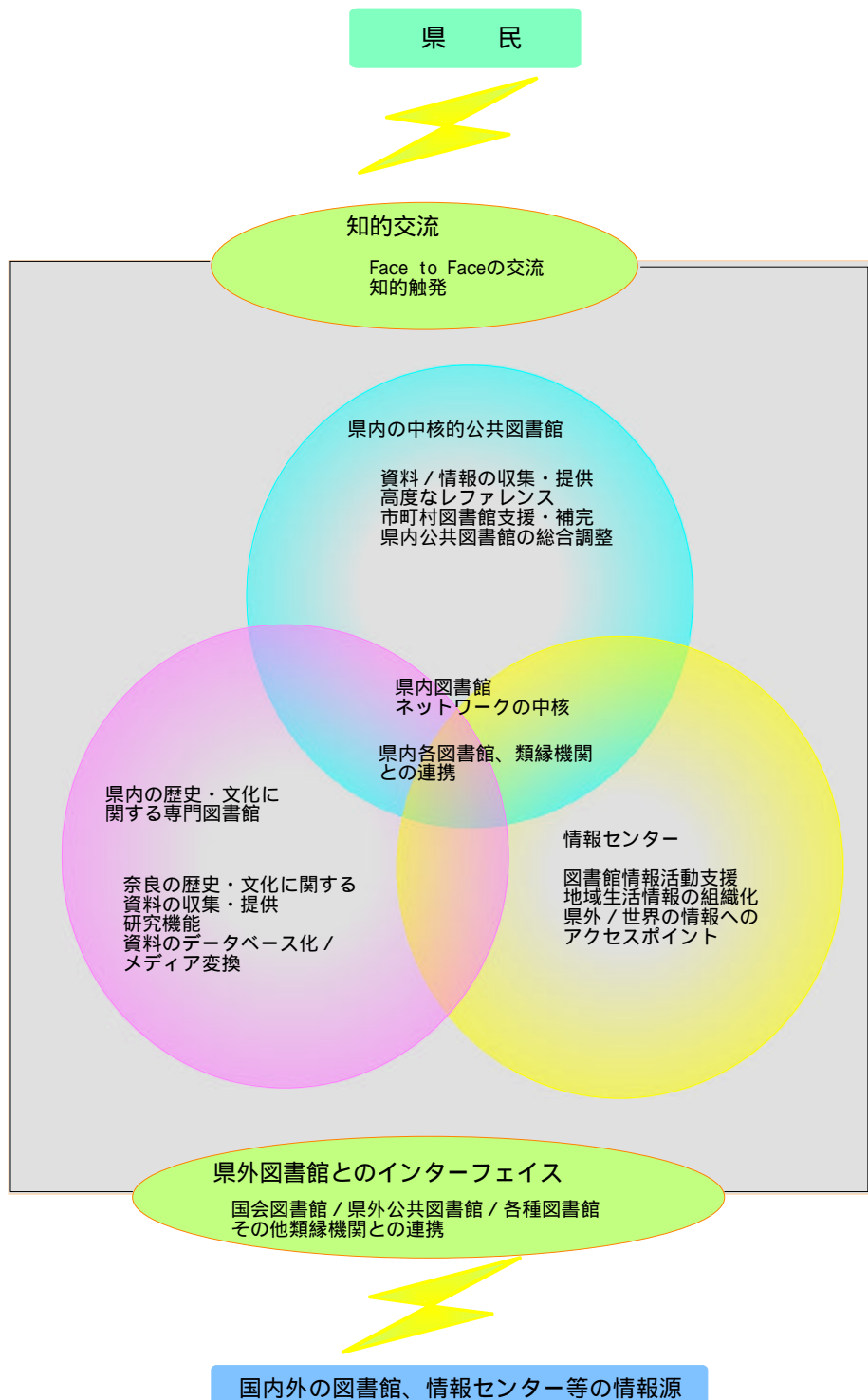
5-2 新奈良県立図書館がめざす方向

新奈良県立図書館は図のように大きく3つの側面をもち、それぞれ記載のような機能を果たす県内の先導的図書館をめざします。

図1-12 新県立図書館の役割

1 新県立図書館の機能

新奈良県立図書館は情報センター、奈良県の歴史／文化に関する専門図書館、県内の中核的公共図書館、という3つの役割をもち、それぞれ図のような機能を果たす県内の先導的図書館を目指しています。



なお、次の視点は新県立図書館を具体的に検討する過程で、全般にわたって特に重要な事項として考慮しました。

< 県内の視点 >

県内の中核的公共図書館

- ・ 基本的な図書館機能
- ・ 県内の他の図書館・類縁機関との役割分担と連携
- ・ 郷土に関する資料・情報の収集・提供
- ・ 多様なメディアの活用

公共的情報・特に重要な生活情報の提供

調査研究を支援する図書館

公文書館との関係

既存県立図書館の問題点の解消

市町村図書館の振興

< 近畿圏における視点 >

国立国会図書館関西館とのネットワーク

近畿各府県とのネットワーク

関西新空港の開港

けいはんな学研都市の建設

< 国レベルの視点 >

本県の特徴を生かした全国向け情報発信

< グローバルな視点 >

国際化の進展

- ・ 地域の歴史 / 文化を生かした専門情報の集積
- ・ 県民の国際活動支援
- ・ 外国人の利用に対する配慮

[|次の項目||目次|](#)

第2章

新奈良県立図書館の県民サービス

1. サービスの基本方針

資料だけでなく必要な情報を入手できる人に優しい図書館としてのサービスを行います。

新県立図書館では時代のニーズを的確にとらえて先進的なサービスを行いますが、サービスの具体化に当たっては特に次の事項について配慮します。

- ・ 障害者・高齢者に優しい図書館サービス
成熟化社会にふさわしく障害者や高齢者の方々も等しくサービスを受けられるよう特に次のような点で工夫します。

施設設備面の整備

ユーザーが障害を感じないで利用できる空間構成

香りや音を活用したアクセスルートの導入

先端技術を取り込んだ点字読書機器・拡大読書機器・音声情報機器などの設備の工夫

サービス

対面朗読・手話通訳などの基本的サービス

バックアップシステムの整備

専門機関との協力による障害者・高齢者向けサービスのあり方の研究

資料形態の変換・サービス態様など

- ・ 国際化への対応

海外旅行や国際交流が活発になるにつれて、外国の一般情報・地域情報も県民の方にとって必要になりますし、県内に滞在する外国人の方にとって本国の情報が必要です。県立図書館は可能な限り様々な言語に対応した多文化サービスを行います。

ネットワークによる外国情報の検索・提供

外国語新聞・雑誌等の充実

衛星放送やCATVによる海外放送の受信・提供

翻訳人材情報の提供など海外情報支援サービス

外国語自習サービス（語学教材とLL空間の準備）
施設案内の外国語表記など

- ・ 高学歴化への対応
 - 将来ますます高度で専門的かつ多様な情報ニーズが発生すると考えられます。
 - レファレンス機能の高度化
 - 情報センター機能の整備
- ・ 生涯学習化への対応
 - 生涯学習ニーズが高まり、図書館に対するニーズが多様化・高度化します。
 - レファレンス機能の高度化
 - 情報センター機能の整備
 - 資料・レファレンス機能を生かした生涯学習の場の提供
 - 大学等の公開講座の開催
 - コミュニティーカレッジ等の開講
 - 生涯学習成果の評価システムの研究など

2 . 県民サービス

レファレンスサービス

県立図書館では貸出サービスを中心とする市町村図書館と連携を図りながら、特に調査研究ニーズに対応した高度なレファレンスサービスを行います。

図書資料に関するあらゆるニーズに応えます。

県内の様々な図書館・類縁機関とネットワークを結んで、県内の図書資料の所在検索ができるようにし、図書館同士の相互貸借により県民の方は最寄りの図書館からこれを利用することができます。また、県内に該当資料がない場合は県立図書館が窓口となって国立国会図書館はじめ全国の図書館・類縁機関に問い合わせる必要な情報を取り寄せて提供します。国内にない場合は外国の図書館等に問い合わせます。県立図書館は県民の方が必要とするあらゆる資料要求に応えます。

生活情報を提供します。

図書資料だけでなく公共的サービス情報などを積極的に収集し、検索しやすいデータベースとして提供します。また、様々な公共的機関とネットワークを結びネットワークの壁を感じさせない情報サービスを行います。県民の方は生活に役立つ情報を手に入れることができます。

地域の歴史／文化に関する情報を提供します。

奈良県の歴史／文化に関する専門図書館として、専門的ニーズに耐え得る深い内容の情報を県内外に提供します。県立図書館はこの分野の調査研究フィールドとして県民の方はもちろん専門家を支援します。

歴史的価値ある公文書を閲覧できます。

奈良県では貴重な公文書を数多く収蔵しています。県立図書館では現用を解かれた公文書を奈良県の歴史／文化に関する資料として積極的に収集し、県内外の調査

研究に供します。

世界の情報を仲介します。

現在国内の大学はじめ世界百数十カ国の国立・公共・大学の図書館がネットワークで結ばれ、それぞれが所蔵する情報をネットワークに提供しています。

県立図書館ではインターネット(*)等を通じてサーバー(*)に関する情報を収集し、これにアクセスして情報を入手し県民の方に提供します。また、県民の方がネットワークにアクセスする場合に必要なと考えられる調査・カウンセリング・研修などを行うとともに、アクセスポイントとなります。

また、オンラインネットワークのインタラクティブ性(双方向性)を利用してユーザー(個人・図書館・地域)が世界に向かって情報発信する場合の支援を行います。

県内の様々な地域から情報を入手できるサービスを行います。

県立図書館では最寄りの図書館や公共的機関から県立図書館の情報を入手できるサービスを行います。また、地域を問わず県民の方が自宅や県内事業所からインターネットにアクセスできる環境として県内パソコン通信キー局を運営します。

*現状では通信基盤が十分とは言えませんから必ずしもすべてのメディアを扱うことはできないかもしれませんが、将来的には世界中の情報を文字・音声・映像等を駆使して入手することが可能となります。

図書資料のみならず、様々な情報を見ることができます。

コンピュータネットワークの進展により、様々な役立つ情報が図書等の資料の形にならずにデジタル情報のままネットワーク上で流通し始めています。コンピュータソフトウェアはじめ文字情報や音声・画像情報などです。このような情報についても県立図書館では県民の方が取り寄せて利用・閲覧することができます。

図書館の情報講習などを利用することができます。

ネットワークや情報機器の利用方法・図書館活用などの講習を受けることができるほか、パソコン等の操作方法やソフトウェアについての相談ができます。

県立図書館は新しい時代のライフスタイルを応援します。

知的な様々な交流やボランティア参加ができます。

県民の方は資料や情報に関して県立図書館でface to faceの交流ができるほか、県立図書館サービスの様々な分野へのボランティア参加ができます。

県立図書館は公共サービス機関として当然のことですが、県民の方に開かれた図書館です。

* インターネット：研究・教育・開発・商用の目的のために広く使われている情報インフラストラクチャーで、コンピュータネットワークを相互に接続する世界規模の巨大なネットワーク

* サーバー：それぞれのネットワーク上に情報(データベース)を公開しているホストコンピュータ

[|次の項目||目次|](#)

第3章

新奈良県立図書館の機能

1. 県内の中核的公共図書館としての機能

1-1 視点

県内市町村図書館が発展するにつれて、専ら読書ニーズに応える資料や日常生活・実用書は住民の方の身近な市町村図書館で対応できるようになってきています。県内図書館のネットワーク化により県立図書館と市町村図書館で原則的に次のような機能分担を行い、県内図書館全体としてより広がり・深みのある情報サービスをめざすべきであると考えます。

読書ニーズに対応した図書資料の貸出	市町村図書館
調査研究ニーズに対応したレファレンスサービス	県立図書館

もちろんこの構図は原則的なもので、県立図書館も市町村図書館も貸出サービスやレファレンスサービスが疎かになっていいという意味ではありません。

1-2 基本的機能

資料の収集・閲覧・貸出・レファレンスは図書館活動の基本的な機能であり、県立図書館として当然これらのサービスを行います。特記すべき事項についての考え方は次のとおりです。

1-2-1 資料の収集

- ・基本的な資料については県内市町村図書館の蔵書の動向に配慮しながら、全体としてバランスのとれた収集を図ります。
- ・AV資料を収集します。
- ・人文社会科学系のレファレンス資料は特に充実します。

なお、[「第4章 資料の整備」](#)で具体的に記述します。

1-2-2 レファレンス機能の高度化

- ・高学歴化・生涯学習社会の到来によりユーザーの情報ニーズは今まで以上に多様化・高度化し、一方、市町村図書館の発展によって県立図書館は地域の基幹的レファレンスライブラリーとして機能の高度化が求められます。
- ・新県立図書館ではレファレンス資料を特に充実し、従来型の所蔵資料の検索に加えて、ネットワーク情報資源の活用や公共的サービス情報と資料情報の総合化など新しいレファレンスサービスを展開し、レファレンス機能の高度化をめざします。

1-2-3 人文社会科学系レファレンス機能の高度化

- ・ネットワークの進展によりユーザーが図書館を利用する場合、情報資源としての図書館を選別することが可能になると考えられます。特に先端的な調査研究分野では

この傾向は顕著に現れます。

- ・新県立図書館ではこうした状況に対応して、特に人文社会科学系のレファレンス機能の高度化に取り組みます。

<理由>

- ・一般ユーザーのニーズが高い分野であり、資料の寿命も比較的長期間に及ぶこと。
- ・先端科学技術系のレファレンスツールは雑誌が中心であり、資料としての寿命も比較的短期間で終息し、県立図書館の力量では実際は無理があると考えられること。
- ・先端科学技術系のレファレンスニーズは将来も県立図書館には向かわないと考えられること。

* 先端科学技術系のレファレンスは大学・専門情報機関・国会図書館関西館等の活動に期待することとします。

なお、このことは専門研究者のニーズを直視した現実的判断であり、一般的な自然科学に関する資料収集やレファレンスサービスは県立図書館でも当然行う必要があります。

1-3 交流機能

1-3-1 知的交流

- ・図書館はユーザーが資料・情報と交わる知的空間です。
- ・ライブラリアンは高度なレベルでこの交わりを支援し仲介する専門家であり、そのサービスは知的な刺激に満ちたもので、フレキシブルかつ迅速でなければなりません。また、あらゆる階層のユーザーに対するサービス精神にあふれた対応が求められます。
 - ・図書館には大小様々な face to face の交流空間が準備され、そこでの交流活動は図書館の全機能によって支援される必要があります。
 - ・また、様々な情報交流や研究成果に関するシンポジウム・研究会等を企画・実施し、交流機能を常に活性化すべきと考えます。

1-3-2 知的刺激

図書館は訪れることによって人間性が高まるような雰囲気が必要です。これは様々な資料・システムが準備され、ユーザーの自由な利用が保証されている空間であることを意味します。次のような配慮が必要になります。

- ・可能な限りの開架方式
- ・情報化環境で育った次世代ユーザーには、新しい情報メディアが自由に利用できる状態になっていること。
 - 例示：ビデオ、CD、CD-ROM 等（コンピュータソフト、百科事典、映像雑誌等）
- ・世界のあらゆる情報と接続可能であること
情報センター機能

1-4 市町村図書館の支援・補完機能

図書館はそれぞれ独立してユーザーに対するサービスを行うのが原則ですが、図書館間には相互協力の伝統があります。県立図書館は市町村図書館に比べて歴史が長くサービス技術の蓄積があります。新県立図書館では相互協力の一環として特に県内市町村図書館に対して次のようなサービスを行いその自立を支援します。

レファレンスサービス支援

県立図書館はレファレンス機能を高度化することによって市町村図書館がこのサービスを行う際に必要とする様々な技術や情報について、特にネットワークを活用して可能な限り即時的に支援します。このサービスは図書館として一定の伝統的な技術の蓄積が必要な分野であり、県立図書館として市町村図書館が頼れるサービス精神にあふれたレファレンスライブラリーをめざします。

ネットワークによる情報流通支援

県立図書館が中心になって県内図書館等ネットワークの管理業務を行い、書誌情報はじめ様々な有用情報の流通を支援します。

図書資料のバックアップ

市町村図書館がユーザーの求める資料を所蔵しないとき、県立図書館は蔵書を活用して必要な図書資料を当該図書館に貸し出します。（相互貸借システム）

物流システムとしての連絡車の運行

県内図書館間の資料の相互貸借を円滑に行うため拠点間物流システムとして県立図書館が連絡車を運行します。

図 3 - 1 連絡車の運行イメージ

国立国会図書館関西館

大学 / 専門 図書館等	県立 図書館	市町村 図書館等
-----------------	-----------	-------------

学校図書館等

県内公共図書館職員の研修

県内公共図書館職員の研修は県立図書館が中心になって行います。そのため、目録作成、レファレンス技術等の基本的職務について県立図書館におけるOJTを実施するほか、全体として研修制度を確立します。

* なお、図書館職員の養成は大学等専門の教育養成機関に委ねることとします。

県内公共図書館の総合調整

県図書館協会を中心に情報資源共有システムについて協議することを基本に、県立図書館として市町村の様々な相談に積極的に対応します。

< テーマの例示 >

ILL、情報ネットワーク化、相互検索システム、資料の共有体制など

1-5 その他

県立図書館における児童サービスについて

児童サービスの中心は県立図書館から市町村図書館に移っています。

* 児童サービスとは就学前や小学生ぐらいの子どもたちが絵や文字を通じて感性を培うために、伝統的に図書館で取り組まれてきた子どもたちに対するサービスですが、市町村図書館の発展によって子どもたちはその行動範囲から最寄りの図書館を利用するようになっていました。また、市町村図書館でもこうした状況に対応して児童サービスに大きなウエイトを置いています。児童サービスは市町村図書館でほぼ応えきれない状況になってます。

県立図書館が児童サービスを行う主な理由は市町村図書館職員の研修のためですが、この場合のユーザーは子どもではなく大人であり、利用形態も調査研究の範疇に含まれません。

このため新県立図書館では子どもたちを対象とした児童サービスは行わず、児童室も設置しないこととします。

* なお、将来児童サービス研究の専門図書館化が進むと見込まれます。こうした状況を踏まえて市町村図書館職員の研修は、別途ソフト面の工夫でカバーすることとします。

自習室サービスについて

公共図書館はユーザーが図書館の所蔵する資料や情報と接する機会を提供する公共サービス機関です。この意味から、専ら自分の教科書や参考書を持ち込んで図書館の資料

・情報と接することなく自習のためにだけ利用する高校生・中学生は図書館と奇妙な関係にあります。

*以前からこの現象を住宅事情のため、あるいは将来の図書館ユーザーの予備軍として理解する考え方等がありましたが、現実はそうではないと考えられます。

新県立図書館では基本的に彼らのためには学校図書館があり、これの開放で対応すべきと考えます。

[|次の項目||目次|](#)

2．奈良県の歴史／文化に関する専門図書館としての機能

2-1 視点

独自情報の重要性

ネットワーク化の進展により、各図書館は今後ますます独自情報が重要となります。

研究支援図書館としての機能

県立図書館に期待される機能として従来から研究支援機能があります。研究支援図書館としては大学図書館がありますが、県内大学の公開状況、学部構成等からみると、すべての県民の方が利用できる総合的な研究支援図書館機能を県立図書館が持つことが必要になります。しかし、近接地に予定されている国立国会図書館関西館の存在を考慮すると、総花的ではなく特色ある研究支援図書館をめざすべきであると考えます。

奈良県の歴史／文化に関する専門図書館

- ・県立図書館は、県内の情報については専門図書館であるべきです。従来この分野は郷土資料として扱われてきましたが、奈良県の場合は他県に比べて明らかに豊かな歴史を持っています。すなわち大和朝廷、奈良時代、南北朝をはじめ何度も歴史の表舞台に登場しました。このような歴史から、県外・海外の本県への観光に対する関心が極めて高いことは明らかです。
- ・奈良県立図書館は本県の歴史／文化に関する研究支援機能を備えた専門図書館として、この分野の豊かな情報や研究成果を蓄積します。
- ・この専門図書館がもつ情報や研究成果は、県民の方が奈良県の素晴らしさを発見するきっかけになり、図書館が将来の高度情報社会における観光ポイントになる素地を提供します。

2-2 資料の収集

奈良県の歴史／文化に関する資料を網羅的に収集します。

- ・奈良県に関するすべての国内出版物
- ・奈良県の歴史／文化に関するすべての外国出版物
- ・歴史的価値ある公文書
- ・郷土資料・行政資料等

*特にわが国の古代史に関する出版物はほとんどすべて本県に関わりをもちます。

*これらの資料の中には、県内及び県外に分散して収蔵されている歴史的資料、奈良に関する膨大な文献群、さらには継続して作成され、収集・提供されなければならない行政資料や現用を解かれた公文書が含まれます。いずれもデータベース化して提供しなければなりません、すでに文化財となっている資料も多く、収集するよりも複製を作ることが必要な場合も考えられます。この事業は20～30年かけて長期的に遂行する必要がある、実務的機能のみでなく研

究機能をもたなければなりません。

2-3 研究機能

県立図書館は奈良県の歴史／文化に関する専門図書館として、資料の保存・調査研究・組織化・メディア変換に関する研究機能を持ちます。

なお、歴史資料としての公文書に関するこれらの業務も行うこととし、公文書館機能を併せて持ちます。

特に次の分野の研究機能が必要です。

歴史研究

資料の解読、歴史的位置づけ等についての歴史学の研究者が必要です。

資料の組織化に関する研究

資料の組織化のための図書館学、書誌学、文書館学の専門家がが必要です。

ニューメディアの研究

この事業は今後さらに進展する情報技術の影響を受けることは必至で、資料の複製・データベース化のためのニューメディアの研究者が必要です。

2-4 情報の創造

関係機関と連携しながら次のような情報の創造に取り組みます。

- ・ 公文書・郷土資料等の所蔵資料はじめ県内社寺所蔵資料のデータベース化
 - ・ 所蔵資料のイメージ画像化等のメディア変換
 - ・ 国内外の奈良県関係研究者のデータベース化
 - ・ 教育委員会の学習教材はじめ県機関が制作した映像情報の収集・編集
- * なお、情報創造に当たっては将来のメディアの動向について注意深く観察し、いつでも次代のものに対応できる体制づくりが必要です。

2-5 資料・情報の提供

奈良県の歴史／文化に関する資料・情報を世界に向かって発信します。

- ・ 所蔵する専門資料や公文書、郷土資料等を県内外のユーザーの利用に供します。
- ・ 書誌データベースやメディア変換資料をネットワークに提供し広く世界の利用に供します。

2-6 交流

専門図書館の交流機能として次のような支援・普及事業を行います。

研究交流

- ・ 研究成果の電子出版
- ・ 専門講座・学会の開催支援

一般交流

- ・ 住民提供資料の展示
私のつくった図書館というイメージを培い、一般のユーザーにも身近な存在にします。
- ・ 県民が奈良県を語る場
奈良フォーラムの開催など
- ・ 講座の開設
奈良県の歴史／文化に関する最新の研究成果を普及します。

2-7 情報発信と交流システムについての提案

専門図書館機能は奈良の歴史／文化についての研究を支援するために資料・情報に関する独自の研究機能を持ちますが、これらの研究成果は県民の方のみならず広く県外・海外に発信することが求められます。こうしたニーズに応えて次のような情報の発信と交流のシステムを提案します。

<狙い>

参加しながら楽しく奈良県の情報を入手できるシステムとして

<施設・サービスイメージ>

奈良県情報ホール
・交流ホール(200～300人)
研究会・講演会場
映像設備等

歴史街道情報センター
所蔵する資料や研究成果を生かした
文字・映像・音声等による歴史街道
情報ネットワークを通じて県内外に提供

マルチメディアブース1
リクエスト式映像サービス
例示：県内文化財、発掘作業、奈良の風物
四季の風景、伝統芸能、四季の行事等
万葉集・奈良の紀行文(映像音声サービス)
図書館所蔵情報のマルチメディア検索
例示：電子情報・イメージ画像・動画を
使った研究成果の検索

古代環境プラザ(構内環境)
・万葉植物館
万葉植物のバイオ栽培と展示
・藤原京・平城京の街角散策路
・平城京の情報広場
その他
スーパーニールショップ、
レストラン

大規模駐車場

マルチメディアブース2
ニューメディアを活用したアミューズメントスペース
例示：バーチャルリアリティによる過去の生活の体験やコンピュータ
グラフィックスを使った仮想文化財とのふれあいなど

<コメント>

- ・本項の提案は奈良の歴史/文化に関する専門図書館の情報発信機能を考えた場合、このような県立図書館であればユーザーにとって楽しいだろうなという視点でイメージしたものです。機能として言葉でいうほど簡単に実現できないものも含まれていますが、施設的ないくつかの点は実現可能です。
- ・奈良県の県立図書館らしい楽しい雰囲気は特に専門図書館にとって必要です。楽しい情報発信拠点は研究者の研究の励みにもなりますし、県立図書館だけでなく様々な研究機関の情報がこの拠点に集まります。ネットワークを通じて集まった情報が世界に発信されます。そして楽しければ県民の方々はもちろん、県外の観光客も訪れます。高度情報社会の奈良県立図書館のひとつのあり方と考えてイメージのまま提案します。

[|次の項目||目次|](#)

3 . 情報センターの機能

3-1 視点

情報資源共有の考え方のもとにコンピュータネットワークを活用した図書館等の情報流通はめざましい発展を遂げ、今後もますます進展すると考えられます。

県立図書館は県内図書館・類縁機関の現状を踏まえつつ先導的役割を果たすことが期待されますから、県内図書館等のオンラインネットワークの中核として県内情報資源の効率的な共有化を図り、同時にこのネットワークを世界の情報資源に結びつけて世界に向かって情報検索する機能をもたなければなりません。

県立図書館の情報センターはコンピュータネットワークを活用した様々な情報の創造・提供・仲介システムを取り扱う将来的な図書館のバックアップシステムです。

3-2 情報の創造（データベースプロデューサー機能）

3-2-1 所蔵資料目録データベースの構築

<現状>

日本目録規則1987年版によるカード目録。ただし橿原図書館は一部TRCカードを採用。

いずれもJAPAN-MARC、民間MARCの書誌事項以外の項目を含んでいません。

<構築の基本方針>

- ・すべての所蔵資料をデータベース化することを原則とします。
- ・県立図書館の歴史から一般資料については独自の書誌事項は必要がないと考えられます。
- ・古文書等の郷土資料については県立図書館、県内社寺図書館を含む関係専門図書館等による書誌事項に関する検討機関を設けて、奈良県域としての一定の方針を得た後にデータベース化に着手することが望まれます。
- ・歴史的価値ある公文書については検索のためのキーワードが重要であり、別途具体的に検討する必要があります。

3-2-2 所蔵資料のフルテキストデータベースについて

フルテキストデータベースはブラウジング（拾い読み）や機械検索等に有効なシステムですが、現状では以下の点で問題があり、将来の制度改正や技術及び通信基盤の整備等の動向を慎重に見極めるべきと考えます。

<問題点>

- ・流通資料のフルテキストデータベース化及び公開は著作権法に抵触すること。
制度上の問題
- ・デジタル変換技術が完成しているとはいえ、コスト的・時間的に多大の投資が必要になること。
コストの問題
- ・具体的にどの分野・資料にニーズがあるか判断が難しいこと。
優先度の問題
- ・大部分の図書資料が出版社でコンピュータにより製作されている現在、利用機関である図書館においてデジタル変換することは社会的効率性から妥当とはいえにくいこと。
社会的妥当性の問題
- ・文字情報のイメージ画像処理方式は検索と解像度に問題があり、また、現状では情報流通に当たって通信基盤が実用的段階に達しているとはいえにくいこと。
通信基盤の問題

3-2-3 所在情報の整備について

県立図書館として奈良という切り口で非所蔵の貴重資料の所在情報を整備し、データベースあるいは書籍として提供することは、奈良県の歴史／文化に関する専門図書館として重要な課題の1つです。しかし、特定分野の所在情報の維持管理を県立図書館単独で行うことは現実的な選択ではなく、将来、ネットワーク上で行うことを前提とし、ネットワーク技術の動向を考慮した上で実行の是非を見極めることとします。

3-2-4 地域生活情報データベースの構築

県民の方の情報ニーズは図書資料に関するものとは限りません。社会のシステムが複雑になり様々のサービスを提供する機関が広範多岐にわたってきますと、サービスの受手である県民の方にとって自分の必要とするサービスがどこにあるか分からなくなるという事態が起きてきます。県立図書館では図書館が伝統的にもっている情報を組織化する機能を活用して生活に役立つ情報を提供するために、地域社会に関する情報や公共的サービス情報又は情報源についてデータベースを構築します。

<構築の基本方針>

- ・実生活に即した検索しやすいデータベースを工夫します。
- ・図書館以外にも様々な公共的機関とネットワークを結び情報源を広げるとともにネットワークの壁を感じさせない情報サービスを行います。

- ・情報源は県内に限らず県民の方の日常生活圏を可能な限りカバーします。
例示：行政サービス情報、福祉情報、ボランティア情報、生涯学習情報、文化・イベント・観光情報、医療・身上相談・法律相談の案内情報、産業情報など

3-3 情報の提供（データベースサーバー機能）

3-3-1 県内図書館等オンラインネットワークの構築

- ・県内各種図書館が協力して、それぞれが所蔵するデータベースをリアルタイムに相互検索するため、県内図書館等オンラインネットワークの構築をめざします。
- ・県立図書館はこのネットワークのセンター館としての機能を果たします。

< 構築の方針 >

県内のすべての図書館及び類縁機関をネットワークすることを目標とし、段階的な構築をめざします。

3-3-2 データベースの提供

< 提供の方法 >

- ・OPAC (Online Public Access Catalog)をはじめとする所蔵情報データベースをネットワークに公開します。

< 課題 >

県内の図書館・類縁機関が相互にデータベースを検索するためには、それぞれのOPACをネットワークに公開する必要があります。県図書館協会を中心に（仮称）ネットワーク研究会を設置して特に公共図書館間の合意形成を図ります。

[相互検索方式についての検討]

図書館間のデータベースの相互検索方式については、総合目録方式とOPACの公開方式の2とおりが考えられます。次表のとおりそれぞれに得失がありますが、ネットワーク社会の将来性等、総合的に考えて県立図書館としてはOPACの公開方式を採用すべきと判断します。

今後、特に市町村図書館にこの方式を推奨することとします。

< 提供情報 >

- ・目録情報データベース
- ・地域生活情報データベース
- ・メディア変換資料など

表3-1 総合検索システムとしての総合目録方式とOPAC公開方式の比較表

項目	総合目録方式	OPACの公開方式
中核システム	・県内総合目録の構築	・OPACの公開
システム上のメリット デメリット	・MARC未導入館分も検索できる ・實際上参加館に限られる。 MARCの併用が必要	・MARCの多様性（市販・独自）に対応できる。 ・未導入館分は検索不可
汎用性	・實際上県内公共図書館のみ通用	・県内大学／専門図書館、県外海外へも展開可能
メンテナンス	・将来にわたる総合目録の維持管理が必要	・自館データベースの維持管理のみ
コスト	・総合目録の初期／ランニングコストが必要	・標準化ソフトの初期開発のみ
個人アクセス	・パソコンとモデムで直ちに可能	・県立が県内パソコンキー局を開設
情報資源の多様化	・図書目録データベースのみ	・地域情報など様々のネットワーク情報資源にも対応できる
通信基盤 将来性	・現状で可能 ・ランニングコスト／人員増が	・将来大容量が実現する ・グローバルコミュニケーション

	避けられない	/ ネットワーク社会に適合する
	・ 県レベル総合目録に将来的な重要性はあまりない	

3-4 情報の仲介（ネットワーク情報資源のレファレンス機能）

ユーザーが世界のあらゆるネットワークのあらゆるサーバーにアクセスして情報を入手したり、ネットワークを通じて情報発信するために必要な調査・仲介・研修・カウンセリング・代行検索などのサービスであり、県内の中核的レファレンスライブラリーとしての県立図書館が今後本格的に取り組まなければならない機能です。そのための専門スタッフ及び業務環境が不可欠です。

3-4-1 サーバーに関する情報の収集

県立図書館は県外及び海外の情報に対する公共的なアクセスポイントとして、情報提供機関及びそのサービスに関する情報を常に収集する必要があります。

3-4-2 サーバーへのアクセス

県立図書館のアクセスが制度的に保証されている県外の図書館はじめ情報機関等については積極的に当該機関のネットワークに加入するほか、海外の情報についてはインターネットを通じてアクセスすることとし、県立図書館としてそのための環境を整えます。

< 代表的なサーバーの例示 >

（国内）

・ 図書館

国立国会図書館（国内の全出版物及び収集外国図書データベースなど）

全国都道府県立図書館

（特に近府県立図書館・大阪府立国際児童文学館等）

・ 専門情報機関

学術情報センター（全国の大学・研究機関資料目録データベース）

日本科学技術情報センター（科学技術情報データベース）

日本特許情報機構（日本特許情報データベース）

・ その他

大学・各種研究機関

日経レコ（記事／製品／人物情報データベース）

E L（新聞の横断的記事データベース）

C O S M O S（帝国バンク企業情報データベース）

出版流通機関

商用ネットワークサービス（民間パソコン通信キー局など）

（海外）

・ 図書館

各国国立図書館（L C / B L / B P I など）

同大学／公共／学校図書館

O C L C / L A S E R など

・ 情報機関

D I A L O G（世界中の総合的データベース）

N E X I S（米国中心の記事データベース）

など

・ その他

Freenet、ミニルなどのサーバー

出版流通機関

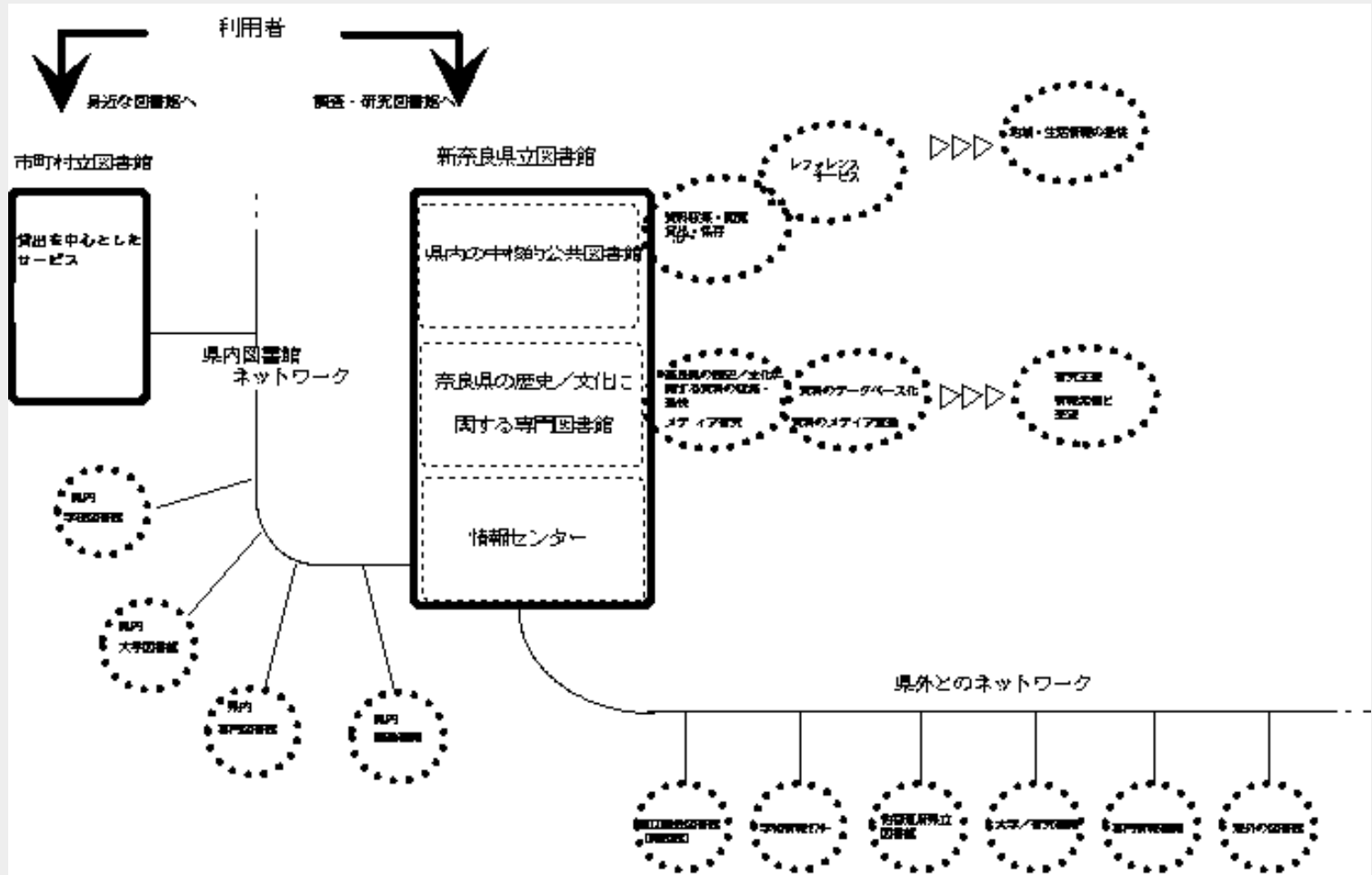
など

3-4-3 情報利用のための研修等

県立図書館として県内公共図書館職員及び一般ユーザーのネットワーク利用研修等を積極的に行う必要があります。

[「第5章 情報化の検討」で具体的に記述します。](#)

図3-2 新奈良県立図書館の機能と図書館ネットワーク



[| 次の項目 |](#) [| 目次 |](#)

4 . 図書館サービス研究・評価機能

4-1 視点

図書館を取り巻く環境が激しく変化する中で、県立図書館は県内の公共図書館活動の拠点として、県内の情報ニーズの把握、図書館サービスの調査研究、図書館運営の企画など、図書館自体についての調査研究機能を果たすことが期待されています。

4-2 機能

- ・ 県内情報ニーズの動向についての調査研究
- ・ 自館及び県内図書館情報活動の調査研究
- ・ 図書館の機能・運営・施設・装備に関する企画立案
- ・ ネットワークによる情報流通の動向把握など

県立図書館はこれらの活動結果を踏まえて県内公共図書館の総合調整や大学・専門図書館等との連絡調整に当たり、県内全体として知的なニーズに応える基盤づくりをめざします。

新奈良県立図書館全体の機能をまとめると次図のとおりです。それぞれの機能が相互に関連しあっています。

図3-3 新奈良県立図書館の機能構成

[県内の中核的公共図書館]

(基本的機能)

- ・資料の収集
- ・閲覧 / 貸出
- ・レファレンス機能の高度化
人文社会科学系レファレンスの高度化
- ・知的交流
人と資料・情報のふれあい空間
知的刺激
- ・あらゆる人々に対する
優しいサービス
障害者 / 高齢者への配慮
多文化サービス
など

(市町村図書館支援・補完機能)

- ・レファレンスサービス支援
- ・ネットワークによる情報流通支援
- ・図書資料のバックアップ
- ・物流システムとしての連絡車の運行
- ・公共図書館職員研修
- ・公共図書館の総合調整

[奈良県の歴史 / 文化に関する
専門図書館]

- ・資料の収集
奈良県に関するすべての国内出版物
奈良県の歴史 / 文化に関する
すべての外国出版物
歴史的価値ある公文書
郷土資料・行政資料等
- ・研究機能
歴史研究
資料の組織化に関する研究
ニューメディアの研究
- ・情報の創造
公文書・郷土資料はじめ県内
社寺所蔵資料のデータベース化
所蔵資料のイメージ画像等の
メディア変換など
- ・交流
研究交流
一般交流

[図書館サービスに関する研究・評価機能]

未設置市町村対策

- ・県内情報ニーズの把握
- ・自館及び県内図書館情報活動の調査研究
- ・機能 / 運営 / 施設 / 装備に関する企画、立案など

[情報センター]

(情報の創造)

所蔵資料目録データベース
地域生活情報データベース
メディア変換資料 など

(情報へのアクセス)

県外 / 世界へのアクセスポイント
サーバーに関する情報の収集
サーバーへのアクセス
情報利用研修等

(情報の提供)

県内オンラインネットワークの構築 (相互検索)
所蔵情報の提供

[次の項目||目次](#)

第4章

資料の整備

1. 資料の収集

1-1 一般資料の現状

(蔵書)

奈良・橿原両館の蔵書構成は都道府県立図書館の平均値に近く、全体としてバランスのとれた構成となっています。

* 第1章 図1-2,3 参照

蔵書は次の表のとおりです。

表4-1 分類別蔵書

	平成6年3月31日現在										
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計 (%)
	総計	哲学	歴史	社会科学	自然科学	工学	産業	芸術	言語	文学	
奈良 構成比	24,561 11.0%	10,632 4.3%	35,290 16.6%	45,090 20.2%	14,618 6.6%	11,653 5.2%	11,339 5.1%	17,709 7.8%	4,190 1.8%	47,699 21.4%	222,890 100%
橿原 構成比	4,616 7.1%	4,416 6.8%	8,697 13.0%	11,653 17.2%	3,948 5.7%	3,796 5.5%	1,914 2.8%	4,613 6.7%	1,424 2.1%	18,044 26.2%	63,820 100%
県立計 構成比	29,077 10.1%	15,247 5.3%	44,077 15.5%	56,713 19.8%	18,667 6.5%	15,468 5.4%	13,312 4.6%	22,322 7.6%	5,614 1.9%	65,712 22.8%	286,900 100%

*奈良は、郷土・読書室・児童・館外奉仕・特殊資料（マイクロフィルム、行政文書）を除く。

*橿原は、郷土・万葉・児童・館外奉仕用資料を除く。

(購入)

図書

総購入冊数からみると新刊図書のカバー率は奈良が約9.9%、橿原は4.4%と低く、また分類別にみると奈良では新刊書の出版割合をほぼ反映しているのに対し、橿原では文学が占める割合が半数近いという特徴があります。

表4-2 分類別購入図書

	倫記 0	哲 学 1	歴 史 2	社会科学 3	自然科学 4	工 学 5	産 業 6	芸術 7	言語 8	文 学 9	合 計 (%)
奈良 構成比 新刊比 ¹⁾ 一率	541 12.4% 23.2%	208 4.6% 8.0%	582 13.6% 18.6%	855 21.6% 8.0%	355 8.4% 8.6%	230 5.2% 5.1%	183 4.2% 10.1%	423 9.7% 7.6%	73 1.7% 8.4%	801 18.3% 8.3%	4,373 100% 8.6%
橿原 構成比 新刊比 ¹⁾ 一率	58 3.0% 2.6%	41 2.1% 1.8%	238 12.1% 7.4%	189 9.7% 1.6%	150 7.6% 3.8%	158 8.2% 4.2%	52 2.7% 2.8%	149 7.7% 2.7%	21 1.1% 1.6%	881 45.6% 9.1%	1,891 100% 4.4%
県立計 構成比 新刊比 ¹⁾ 一率	599 8.6% 25.7%	250 4.0% 10.6%	820 13.1% 25.1%	1,143 18.1% 10.6%	515 8.2% 13.6%	388 6.1% 10.3%	235 3.7% 13.0%	572 8.1% 10.2%	94 1.5% 8.2%	1,682 25.7% 17.5%	6,304 100% 14.3%
新刊点数 構成比率	29,077 10.1%	2,312 6.2%	3,167 7.2%	10,614 24.0%	3,788 8.6%	3,749 8.6%	1,808 4.1%	5,612 12.7%	1,141 2.6%	8,639 21.6%	44,157 100%

*奈良は、児童・館外奉仕・特殊資料（マイクロフィルム・行政文書）を除く。

*橿原は、児童・館外奉仕用図書を除く。

*新刊点数は「出版年鑑1994」により児童図書は含まない。

雑 誌

購入雑誌のタイトル数は奈良が199種、橿原が62種と種類が少なく、分野は奈良は一般総合誌/教養誌、橿原は生活誌の購入が中心となっています。

新 聞

両館とも主要全国紙、日刊地元紙を購入しています。

視聴覚資料

両館とも収集していません。

マイクロ資料

奈良で新聞のマイクロフィルムを収集しています。

外国語資料

奈良で百科事典、名簿、語学辞典等の参考図書及び雑誌・新聞を各1種購入しています。

(寄 贈)

図 書

奈良では年間約1,500~2,000冊の寄贈図書を受け入れています。分類別では社会科学、歴史、総記が多くなっています。歴史、考古学分野では大学・専門研究機関刊行物の定期的な寄贈が多く、これについては寄贈依頼を出し、積極的な収集に努めています。

橿原では年間約300冊程度の寄贈図書を受け入れています。

雑 誌

奈良は年間約800種、橿原は約200種の寄贈雑誌を受け入れています。官公庁、企業、各種団体などの刊行誌が中心です。

新 聞

奈良は年間約70種、橿原は約30種の寄贈新聞を受け入れています。主として県内自治体の広報紙、業界紙などです。

外国語資料

図書、逐次刊行物を受け入れています。主なものは外国政府機関刊行物などです。

1-2 郷土資料の現状

(収集範囲)

次の範囲の資料を郷土資料として収集しています。

- ・奈良に関する資料
奈良の歴史、地誌、文化財、自然に関する図書等
- ・奈良県内の大学・研究機関が発行している定期刊行物
大学紀要、年報等
- ・奈良県および県内自治体の行政資料
統計書、要覧、報告書等
- ・奈良県内に在住している人が著述した資料
特に俳句・短歌など文学の著作。一般的な主題についての著作はここに含みません。
- ・近接地域の歴史・文化に関する資料
京都府南部地域、大阪府東部地域の市町村史等。

万葉文庫について

檀原図書館には旧大和国史館万葉室から受け継いだ万葉集関係資料のコレクションである「万葉文庫」があり、江戸期の刊写本を含む約2,500冊の資料を収蔵しています。

(蔵書)

奈良では歴史が約32.6%と全体の3分の1近くを占めており、歴史、社会科学、芸術、総記、文学の5分野で全体の8割以上を占めています。全体の傾向は檀原でもほぼ同様です。

表4-3 郷土資料及び万葉文庫分類別蔵書現況

	論記 0	哲学 1	歴史 2	社会科学 3	自然科学 4	工学 5	産業 6	芸術 7	言語 8	文学 9	合計 (%)	古文書	特殊資料 簿冊数
奈良 蔵書 構成比	1,646 8.8%	1,446 7.8%	6,044 32.6%	3,662 19.3%	368 2.1%	749 4.0%	1,040 5.6%	1,874 10.7%	29 0.2%	1,629 8.8%	18,626 100%	8,398	3,188
檀原 蔵書 構成比	638 14.1%	400 8.9%	1,663 34.6%	768 17.1%	64 1.2%	208 4.6%	166 3.7%	432 10.3%	4 0.1%	218 4.8%	4,513 100%	—	—
檀原万葉 蔵書 構成比	17 0.6%	4 0.1%	63 2.0%	12 0.6%	8 0.3%	10 0.4%	1 0.0%	25 1.0%	20 0.8%	2,484 84.6%	2,614 100%	—	—
県立計 蔵書 構成比	2,301 9.0%	1,849 7.2%	7,600 22.8%	4,363 17.0%	450 1.7%	868 3.6%	1,207 4.7%	2,491 8.7%	52 0.2%	4,311 16.8%	25,652 100%	8,898	3,188

平成6年3月31日現在

所蔵資料の特徴

奈良図書館

- ・ 図書
郷土資料のうち、行政資料以外が7割程度を占め、うち江戸期以前のもの
は300点弱。行政資料は3割程度。
- ・ 雑誌
同人誌が多い(大部分は寄贈)。
- ・ マイクロフィルム
奈良県最初の地元新聞(「日新記聞」)、江戸期の記録(「庁中漫録」)等。
- ・ 古文書
村方文書が中心。検地帳等。
- ・ 地図・絵図
細見図等。

- ・ 拓本
古鐘の銘文等。

橿原図書館

所蔵資料の内容は、図書、雑誌については基本的に奈良図書館と同様です。

(購 入)

奈良では年間購入冊数のうち約3.7%を占めており、郷土関係の新刊書はほぼカバーしています。橿原では約2.5%を占めており、両館とも歴史分野が最も多くなっています。

表4-4 郷土資料分類別購入数

		平成5年度										
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計 (%)	郷土資料 購入数
	箱記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	工学	産業	芸術	言語	文学		
奈良 購入数	-	4 2.6%	78 49.0%	28 16.9%	4 2.6%	14 8.0%	4 2.6%	17 11.0%	-	10 6.4%	155 100%	6
橿原 購入数	-	1 2.1%	85 72.8%	5 10.4%	-	1 2.1%	-	4 8.0%	-	2 4.2%	48 100%	-
橿原万葉 購入数	-	-	1 1.5%	1 1.5%	1 1.5%	-	1 1.5%	2 8.1%	-	59 90.9%	66 100%	-
県立計 購入数	-	5 1.9%	112 41.8%	32 11.8%	5 1.8%	15 1.9%	5 1.9%	23 8.5%	-	71 28.5%	288 100%	6

(寄 贈)

年間受入冊数のうち奈良で70.5%、橿原で66.7%を占めており、郷土資料の収集は寄贈が中心となっています。分類別では歴史、社会科学が最も多くなっています。

1-3 資料の整備

1-3-1 視点

新県立図書館は、県内の中核的公共図書館として県民の方の多様化・高度化する情報ニーズに応えるため、多様な資料を広範に収集・提供する必要があります。

なお、奈良県の歴史/文化に関する専門図書館としての資料の整備については、第3章2によります。

また、選書に当たってはその重要性を十分認識し、ニーズの動向を把握しつつ、21世紀の知的社会基盤としての県立図書館にふさわしい蔵書構成をめざすことが必要です。

1-3-2 収集

- ・ 県内の中核的な公共図書館として、市町村図書館との連携を基本とし、これを支援するため、全体としてバランスのとれた収集に配慮しつつ、とりわけ県立図書館に期待される県民の方や市町村図書館からのレファレンスニーズに応えるため、参考調査機能に重点を置いた資料の収集を図ることを原則とします。
- ・ 国際化社会に対応した多文化サービスを展開するため外国語資料の充実を図ります。
- ・ 障害者・高齢者に配慮した資料を効率的に収集します。

- ・ A V 資料や電子メディア資料などを積極的に収集します。
- ・ 他府県域の小出版物や官公庁出版物など一般の流通経路に乗りにくい資料の収集に配慮します。
- ・ 複本は収集しないこととします。

(収集分野)

和図書

- ・ 現在、県立図書館での新刊カバー率が約 1 割程度と非常に低いため、出版点数に配慮して全体的に引き上げる必要があります。
- ・ 人文・社会科学系の参考調査資料を網羅的に収集します。ただし、レファレンス・ツールについては、電子出版物を中心とします。

雑誌

- ・ 現在刊行されている雑誌のうち、一般誌・各分野の代表的な学術雑誌等を中心に収集することを目標とします。なお、奈良県内で刊行されている紀要、ミニコミ誌、同人誌等は網羅的に収集します。
- 例：一般総合誌 / 経済誌 / 科学誌 / 時事関係誌 / 社会科学・人文科学系学術雑誌 / 県内大学・研究機関刊行誌 / 官公庁刊行誌等

< 生活密着型雑誌について >

日常的な実用性があるほか、歴史的に各時代の相を反映する資料として県立図書館の重要な収集分野の一つですが、創廃刊が激しい分野でもあり、また膨大な種類が出版されていることから、網羅的な収集は困難です。そこで県民の方や市町村立図書館からのニーズに全般的に配慮しつつ、特定の主題に限定して網羅的に収集し、ミニコレクションを構築するのが妥当と考えられます。

[雑誌ミニコレクションの提案]

主題：パソコン関係雑誌

< 理由 > 高度情報生活の支援資料として格好です。

- ・ 特に情報分野では大都市圏と地方では最新情報の入手の容易さに差がつきがちです。県立図書館で集中的に収集することによって県民の方の情報入手の便を図ります。

新聞

- ・ 代表的な全国紙及び日刊地元紙をすべて収集します。
- ・ 各分野ごとの主要な専門紙、近府県の主要地元紙を収集します。
- * なお、データベースサービスも活用します。

A V 資料、電子メディア資料

- ・ 文字、データ、音声、映像等が融合し、簡便で多面的なレファレンスツールとして積極的に収集します。
- CD - ROM
- ・ 文字情報では的確に捉えられない新しい情報や生活に役立つ知識などを提供する映像資料を積極的に収集します。
- ビデオテープ、レーザーディスク、CD - ROM 等
- ・ 障害者・高齢者サービスの視点から、音声・映像資料を積極的に収集します。
- CD - ROM / デジタルブック (FD)
- ビデオテープ、カセットブック等
- ・ 語学教材としての映像・音声資料を収集します。
- ビデオテープ、CD、カセットテープ等
- ・ コンピュータ・ソフトウェア
- コンピュータ技術の発展とパーソナル・コンピュータの県民生活への浸透

に伴って、ソフトウェアについてのニーズが飛躍的に高まっています。そこで新しい試みとして、コンピュータ・ソフトウェアの収集・提供について、実験的に取り組みます。

提供方法・利用方法等について著作権法の検討が必要です。

- ・劇映画などの分野については、今後様々なメディア市場で供給される可能性があり、新県立図書館としては特定の分野（多文化サービスに資する分野など）に特化して収集することを基本とします。

その他

マイクロ資料については、新聞および入手不可能な古典籍のうち、必要なものを収集します。

外国語資料

多文化サービスの視点から、次のような資料を可能な限り多様な言語にわたって収集します。

- ・県民の方の国際理解に役立つような図書
- ・県民の方が容易に国際情報を入手することができる時事資料
- ・日本に在住している外国人や語学ボランティアのために、日本文化を紹介するような図書
- ・日本に在住している外国人が母国の新しい情報を入手できるような時事資料

点字図書・大活字本等

視覚障害者へのサービスとしては先進的な機器の積極的な活用を中心とし、補完的にこれらの資料についても収集します。

（開館までの収集計画）

- ・県立図書館の資料が十分であるとはいえ、新県立図書館の特性を発揮するため、特にレファレンス・ツールを中心として、早い段階から資料の収集に着手する必要があります。
- ・奈良・橿原2館の現有蔵書から児童図書、館外奉仕用図書、重複本等を除くと約25万冊程度であり、他府県の状況から開館時には35万冊程度の蔵書が望まれます。開館3年前から段階的に収集を開始する必要があります。

2 . 資料の保存

2-1 現 状

児童図書、読書室用図書、逐次刊行物の一部、館外奉仕用図書の他は原則としてすべて保存しています。

2-2 新県立図書館の資料保存方針

- ・新県立図書館では調査研究型図書館であることから、収集した資料を廃棄せず、原型のまま保存することを原則とします。ただし、将来的なメディア変換に関する

る技術・制度の動向に留意しつつ、柔軟な対応策を研究します。

- ・新聞・雑誌・小冊子等一部の資料については、耐久性・利用にあたっての利便性
- ・書庫の収容能力に配慮しつつ、他の機関において保存措置が確保される場合については廃棄するものとします。ただし、ミニコレクションに該当する資料は廃棄しないこととします。

2-3 資料種別保存方法

2-3-1 保存方法

次により行うことを原則とします。ただし、現行の著作権法の考え方が変わった場合は、その時点で改めて検討することとします。

図 書

すべて原型のまま保存し、やむをえず再製本を行う場合でも、できるだけもとの装丁を生かす方法をとります。

雑 誌

複写や利用の便を考えて、特に散逸しやすいもの以外はできるだけ製本せずに保存します。

新 聞

- ・地元紙 原紙で保存すると同時に、マイクロフィルム化および光ディスク化をおこないます。ただし、CD-ROM等ニューメディア資料が出版された場合には、これに切り替えていきます。
- ・奈良県版 //
- ・全国紙 マイクロフィルム又は光ディスクによる保存を行います。

その他の資料

- ・すべて原型のまま保存します。

2-3-2 メディア変換

メディア変換の可能な資料は、電子媒体での保存に積極的に取り組む必要があります。

例：光ディスクの導入など

*なお、メディア変換にあたっては、著作権について十分配慮する必要があります。

2-4 資料の劣化対策

県立図書館が現在所蔵している資料、また今後保有する資料を永く保存するためには、脱酸処理などの化学的な処理も必要になってきます。国立国会図書館関西館で構想されている資料の保存・修復プロジェクトの動向を注視し、積極的にその支援を仰ぎます。

(現有資料の劣化対策)

- ・現有資料の内では特に新聞の劣化が著しいため、できるだけ光ディスク化、マイクロフィルム化など、メディア変換による保存を進めます。
- ・古典籍などについては、保管設備を整備します。

2-5 資料の共有体制についての提案

(基本的な考え方)

- ・市町村立図書館で購入する資料のうち、多くの部分を共通する資料が占めています。これらの資料については、購入後一定年限が経過し、利用頻度が低下し

た場合、県内でエリア毎の共有体制をとることによって保存スペースの共有化を図ることが望まれます。

- ・資料保存の最終的な拠り所としては国立国会図書館があり、国会図書館関西館構想の中で共同保存プロジェクトが考えられています。しかし、国会図書館はあくまで国レベルで知的資産としての資料を長く後世に伝えていくのが主要な任務であり、利用を前提とした資料の保存はやはり県内である程度までカバーすべきです。そのために県域で資料の共有システムを構築し、県域での資料要求には県域で提供できるようにする必要があります。
- ・これに対し県立図書館が県域の資料保存センターとなるべきだ、という意見もあります。しかし県立図書館1館で行うには、その業務量（重複チェック、MARCの変更、カタログニング作業、装備の変更等）が膨大であり、広大な書庫スペースが必要となります。この業務量と施設整備は県立図書館を別に一館準備するに等しい程です。
また対象となる資料がいわば第一線を退いた資料であることから、担当する職員の意識の問題も考慮しなければなりません。
- ・以上のことから、県レベルでの完全な保存センターについては、現実的ではないと考えます。

（共有体制についての提案）

- ・県内公共図書館の情報ネットワーク化を前提として、各図書館をエリアごとにわけ、各エリアを資料共有体制の1単位とします。
- ・ある図書館で廃棄を希望する資料がある場合、ネットワーク上の相互検索システムでエリア内他館での所蔵状況を調べます。
- ・その資料がエリア内の他館にない場合、一定年限を区切ってその図書館で保管します。
- ・共有体制のもとにある資料が廃棄の対象となった場合は、他のエリアあるいは県立図書館の所蔵状況を調べ、その上で県立図書館への寄贈あるいは廃棄をエリアの構成館で再度検討します。
- ・市町村図書館が廃棄を希望する資料について、新県立図書館は収集方針と合致するものの寄贈を受け入れます。
- ・資料の共有体制については各図書館の合意が前提になり、今後具体的な検討が必要です。新県立図書館はそのための総合調整を行います。

[次の項目](#)||[目次](#)

第5章

情報化の検討

1. 目録情報データベースの整備

1-1 目録作成

県立図書館における目録作成は、書誌ユーティリティーを活用することを基本とし、次により行います。

一般図書及び逐次刊行物

書誌ユーティリティーとして学術情報センターのNACSIS-CATに参加して目録作成を行います。

AV資料

基本的にAV-MARCを活用し、AV-MARCにない資料は自館で作成します。なお、将来的にこの分野での書誌ユーティリティー活用の可能性について十分考慮することとします。

公文書

行政庁の利用にも配慮し、今後知事部局・行政委員会の文書所管課とデータベースのあり方について検討した後、作成することとします。

古文書等

基本的に自館で目録作成を行います。目録作成に当たってはこの分野の参考図書等や専門家の意見を参考に、それぞれの資料に合った分類法を考慮します。

例示：古文書 何々家文書＋「地方史研究必携」等を参考に分類

写真資料 時代＋表題等による分類

これらの目録情報は資料の種別を問わず標準的なインターフェイスによる統一的な検索方法によってユーザーに提供します。また、目録検索の書誌事項の一部として特化資料の表紙イメージ情報を提供する等、画像情報とリンクした目録作成も考慮します。

1-2 遡及入力

県立図書館における遡及入力は次の理由によりNACSIS-CATに参加して構築することとします。ただし、公文書・古文書等の遡及入力は自館での入力となります。

- ・ 民間MARCと比較した場合、継続的なサービス提供の保証がある。
- ・ 参照MARCとして、JAPAN-MARC・TRC-MARCも活用できる。
- ・ 全国の学術研究機関の目録資源を活用できる。
- ・ 将来的にNACSIS-IRにつなぐことが容易となる。
- ・ 書誌データベースの持ち方が論理的で精度が高い。
- ・ 著作権及びコストの面で民間MARCより比較的問題が少ない。

[|次の項目||目次|](#)

2．メディア変換による資料の整備

2-1 視点

奈良県の歴史／文化に関する資料のうち、古文書・写真等については原資料を収集するだけでなく、それぞれの資料にふさわしい電子媒体等にメディア変換することによって新しい情報の創造を図ります。これらメディア変換された情報は目録情報とのリンク検索やネットワーク上への公開など、今後のマルチメディア社会における地域公共図書館のパイロットプロジェクトとして整備します。また、メディア変換は閲覧に伴う資料の劣化対策としても有効です。

* メディア変換作業は現在の所蔵資料から着手することとし、変換資料の収集・及び変換作業は対費用効果を見極めながら10～20年かけて順次行います。

2-2 対象資料と変換メディアについて

県立図書館が現在所蔵している地方文書、社寺文書、細見図等を画像情報として整備します。また、特徴的な風俗、年中行事、建築、祭、遺跡・遺物等、主として奈良県の歴史的な変遷や民俗などを記録したもの、文化財に関わる映像資料・写真等のメディア変換も行います。

古文書、地図、絵図等の変換メディア

古文書等は解釈の違いが生じる可能性があり、基本的に読みや解釈はユーザー個人に任せるべきであり、フルテキストでのメディア変換は行わずに画像変換による整備を中心に行います。変換に際しては原資料の文字の大きさ、紙質、色彩等を識別できるように考慮し、原資料の状態を可能な限りリアルに再現できるような変換方法をとります。

ユーザーへの提供に際しては翻刻本、その他関連資料とリンクした情報提供を工夫します。

映像資料・写真等の変換メディア

主として画像変換による整備を行います。動画や音声については今後のメディア変換技術の動向を考慮して実行の是非を見極めることとします。

なお、これらの資料にとって最適なメディア変換方法の探求は関連技術の動向を見ながら、今後継続して研究する必要があります。

2-3 著作権等について

古文書等はほとんど江戸期のもので現在では著作権の対象外ですが、寄託資料については所有者の了解が必要です。

映像資料・写真資料については著作権処理が必要になる場合があるので十分考慮し、制度上の合意が図られているものから順次整備することとします。

[|次の項目||目次|](#)

3 . 地域生活情報の整備

3-1 整備の考え方

広範な行政サービス情報・地域情報を県民の方の生活の実態に即したフローに編集し提供します。

<対象となる情報の例示>

- ・行政サービスを中心とした情報源情報
機関名、施設名、活動内容、問い合わせ先等のテキスト情報
外観、所在地等の画像情報
- ・公共的なサービス等に関する情報
制度名、サービス概要、担当窓口等のテキスト情報

3-2 情報編集の考え方

基準になるキーワードにより多種多様な行政サービス情報を整理し、関連する情報をリンクさせて、より生活の実態に近い形で整備します。

検索方法等

基準になるキーワード選択の組み合わせにより生活の実態に合わせる仕組みを工夫しますが、真に有益な地域生活情報を整備するために実生活から出てくるニーズに合わせて実際にシステムを稼働させながら淘汰させていく段階的な手法を採用します。

なお、情報編集部門の設置とニーズを把握するための仕組みづくりが必要です。

3-3 今後の課題

情報の検索や編集の仕組み等について今後さらに深く研究する必要があります。

[|次の項目||目次|](#)

4 . 情報提供の基本的な考え方

県立図書館として目録情報・地域生活情報・メディア変換資料をより多くのユーザーが活用できるように、次の視点で情報提供環境を整備します。なお、情報提供は24時間ノーダウンシステムで行います。

世界的なネットワーク共有

地域やユーザーを特定しない世界的な共有基盤での情報提供を行います。また、類縁機関等とのネットワーク共有（相互乗り入れ）を視野に入れて整備します。

簡易的な情報アクセス

汎用的な流通ソフトや簡易的な設備（パソコン・モデム・公衆回線等）により、誰でも簡単に情報アクセスできる環境を整備します。

マルチメディアによる情報提供

書誌事項として一部画像情報の提供を行う等、目録情報データベースとリンクしたメディア変換資料（精度の高い画像データ）の提供を行います。また、音声や動画を取り込んだ情報提供についてはネットワーク及びデータ圧縮技術動向を考慮しながら順次計画することとします。

館内設置端末よりの情報アクセス

県立図書館内での情報提供環境を積極的に整備することとし、目録情報・地域生活情報・メディア変換資料及びネットワーク情報資源を検索するためのユーザー用マルチメディア端末を設置します。

* なお、特にマルチメディア環境における情報提供に当たっては著作権に十分考慮し制度的な合意が図られているものから順次行います。

[|次の項目||目次|](#)

5．情報ネットワークの構築

5-1 インターネットによる情報ネットワーク

県立図書館が情報を提供する手段あるいは県内図書館等ネットワークを構築する手段として、インターネットを活用した情報基盤整備を行います。目録情報・地域生活情報・メディア変換資料の提供はこの情報基盤を中心としたネットワークにより行います。

- * インターネットの活用による情報基盤整備を行う根拠は次のとおりです。
 - ・ 標準的なオープンネットワーク環境であり、世界的な共有ネットワーク基盤であること。
 - ・ 世界の学術・研究のバックボーンネットワークであり、膨大な学術・研究資料の蓄積があること。
 - ・ WWWシステム等、ハイパーテキストによる標準的なマルチメディア環境が充実しつつあること。
 - ・ Gopher/WAIS/WWW等、各種検索ナビゲータが充実しつつあり、検索の自由度が高いこと。
 - ・ 個人ユーザーがアクセスしやすい簡易ツールが整備されつつあること。

インターネットへの接続

県立図書館が接続するインターネットの接続ポイントは、本ネットワークが県内図書館及び県民の方の公共ネットワークであることを考慮し、公共性が高くある程度容量のあるネットワークをもっているところを選定する必要があります。

ドメインの取得

インターネットへの接続に伴うドメインの取得については、県立図書館がJPNIC より県内図書館ネットワークのドメインを取得することとし、県内の希望する図書館についてはサブドメインを提供することとします。これに伴うドメインネームサーバーの管理（県内図書館のドメイン管理）については県立図書館で行います。

インターネットによる県内図書館等ネットワークの構築

ドメインネームサーバーの設置に伴い、県立図書館が県民の方や県内図書館等のインターネットアクセスポイントとして、環境の提供を行います。

また、県内公共図書館等へ、インターネット上でのオープンシステム・分散システム構築の推奨を行い、標準的な共通プロトコルによる県内公共図書館等のOPACの相互公開・相互検索システムの仕組みや図書館の業務連携による広域利用の仕組みを段階的に整備します。

インターネットでの情報提供

県立図書館が提供する情報提供サービスはインターネット上で標準化の進む汎用的なツールにより行います。また、画像情報を主とするメディア変換資料の提供をハイパーテキスト等のマルチメディア環境で行うことも考慮します。

情報提供に際しては不特定多数のユーザーが積極的に活用できるよう、基本的にアカウ

ント管理は行わないことを方針とします。具体的には次のような方法によります。

- ・ 目録情報・地域生活情報・メディア変換資料をWAIS、もしくはGopher、WWWにて提供します。
- ・ アカウントの必要のないgopherクライアントやWWWクライアント（Mosaic）等による情報提供を行います。
- ・ anonymousFTPサーバー等による匿名アカウント（guest等）での情報提供を行います。

アカウント管理の考え方

県立図書館が提供する情報提供サービスは基本的に匿名アカウント（guest等）によるフリーアクセスとしますが、電子メールについては利用希望があった場合にその都度ユーザーにアカウントを提供することとします。

* なお、県立図書館以外の機関でアカウントが必要な情報サービスを利用する場合は、基本的にユーザーが個人でアカウントを取得していただきます。

ネットワークセキュリティーの考え方

県民の方個人に開放するネットワークについてはシステム保全のための最低限のセキュリティー以外はアクセスフリーとします。図書館間のネットワークについては個人のプライバシーに関わる情報（利用の履歴等）を保護するためのネットワークセキュリティーが必要です。必要な措置を講じることとします。

IPアドレス管理の考え方

県内図書館のIPアドレスは基本的に県内図書館ネットワークのドメイン管理に準じた管理を行います。サブドメインを提供した図書館に対してはサブネットを提供し、その枠内で図書館毎のIPアドレス管理に任せます。

県民の方個人がインターネットを利用する場合は基本的にダイアルアップIP接続となるのでIPアドレスの管理は不要ですが、館内インターネット利用環境においてネットワークインターフェイスに持参したパソコンを直接接続して利用する場合は、IPアドレスが必要となり考慮する必要があります。

5-2 パソコン通信キー局による情報ネットワーク

インターネットが一般的になってきたといえますが、より多くの県民の方が情報サービスを活用できる環境を提供するためにパソコン通信キー局が現時点では必要です。県立図書館は簡易的なパソコン通信インターフェイスでインターネットや県内外の情報にアクセスできる環境を提供します。

パソコン通信キー局による具体的なサービスとして次のような内容があげられます。

- ・ インターネットへのゲートウェイ接続
- ・ 県外の公共ネットワークへのゲートウェイ接続
- ・ パソコン通信による電子メール

パソコン通信によるID管理

パソコン通信ネットワークについても基本的な考え方はアクセスフリーとし、特に個人毎のID管理は行わないこととします。ただし、電子メールの利用を希望するユーザーに対してはその都度IDを提供します。

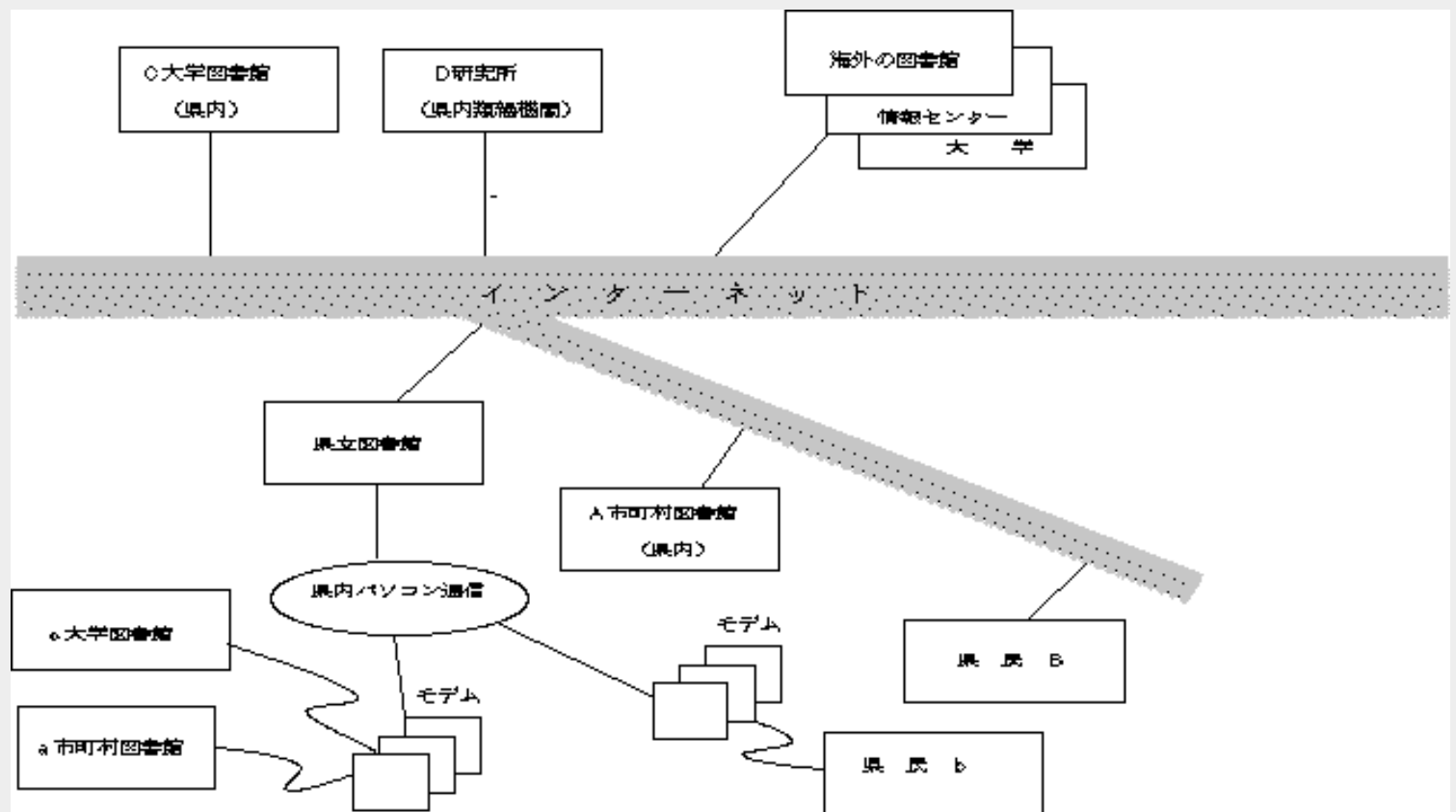
なお、パソコン通信ネットワークで提供するIDは、透過的にインターネットでのアカウントの意味ももつものとします。

県立図書館としてはネットワーク上の有料サービスによる情報提供は基本的に行わない方針とします。ユーザーがアクセスする場合の通信費用はユーザーの負担とします。

なお、ファクシミリ、電話及びこれらを組み合わせた情報提供環境については、設計の段階で具体的に検討することとします。

以上の情報ネットワークに関する構想を概念図にまとめたものが図5 - 1です。

図5-1 ネットワーク概念図



[|次の項目||目次|](#)

6 . 館内情報提供環境

6-1 基本的な考え方

県立図書館の館内情報提供環境では、ユーザーが必要なデータベースの情報を簡単にリンクさせることができ、館外の様々なネットワーク情報資源にも自由にアクセスできる「ユーザーフレンドリーな検索システム」を提供します。具体的には次のような環境を想定します。

- ・ 目録情報とリンクしたメディア変換資料の関連検索など、目録データベース・地域生活情報データベース・メディア変換資料をユーザーにとって最も効果的な形態で提供します。
- ・ アイコン表示などによるビジュアルなインターフェイスを提供します。
- ・ 目録情報の検索と連動した配架場所の表示を工夫します。
- ・ ビデオ・CD-ROM等のAV資料は自動送出装置により提供します。

6-2 提供環境

マルチメディア端末の設置

情報の特性を生かした最も効果的な形態で情報提供するために、マルチメディア環境の情報提供端末をユーザーの自由な利用に供します。この端末はインターネットへのアクセスも可能な構成とし、館内におけるインターネットインターフェイスとなります。

ネットワークインターフェイスの設置

館内からインターネットへ接続できる物理的なネットワークインターフェイスを準備し、ユーザーが持参した端末でネットワークアクセスできる環境を提供します。

7 . コンピュータ環境

7-1 基本的な考え方

オープンなシステム環境

標準的な流通ソフトを最大限活用し、ベンダーやハードに依存しないオープンなシステム環境を構築します。これによりネットワーク上のあらゆるソフト資源の活用とシステム開発及び維持コストの削減を図ります。

ダウンサイジング

情報の分散管理を基本的な考え方に、システム全体のダウンサイジングを実現して導入及び維持コストの削減を図ります。

マルチメディア環境

1台の端末から情報の属性を意識することなく自由にアクセスできる館内環境の構築を図ります。情報提供においてはテキスト情報と高解像度の画像情報を中心とし、将来的には音声・動画も1台の端末からアクセスできる環境を整備します。なお、これらマルチメディア環境の技術的動向は現在が過渡期であり、将来性及び対費用効果を十分考慮した上で取り組むことが重要です。

7-2 コンピュータ環境の構成要素

基本的な考え方にもとづくコンピュータ環境の構成要素と要件は次のとおりです。

端末

グラフィック処理能力に優れたパソコンを想定します。また、世界的な標準機種を採用することにより、流通している標準的な周辺装置で容易にかつ安価にマルチメディア環境を構築できる構成とします。

サーバー

インターネットでのシステム構築が容易でかつ大容量のデータ処理を高速に処理するサーバーを想定します。また、それぞれの用途・処理に合わせて分散処理が可能なものとします。

LAN

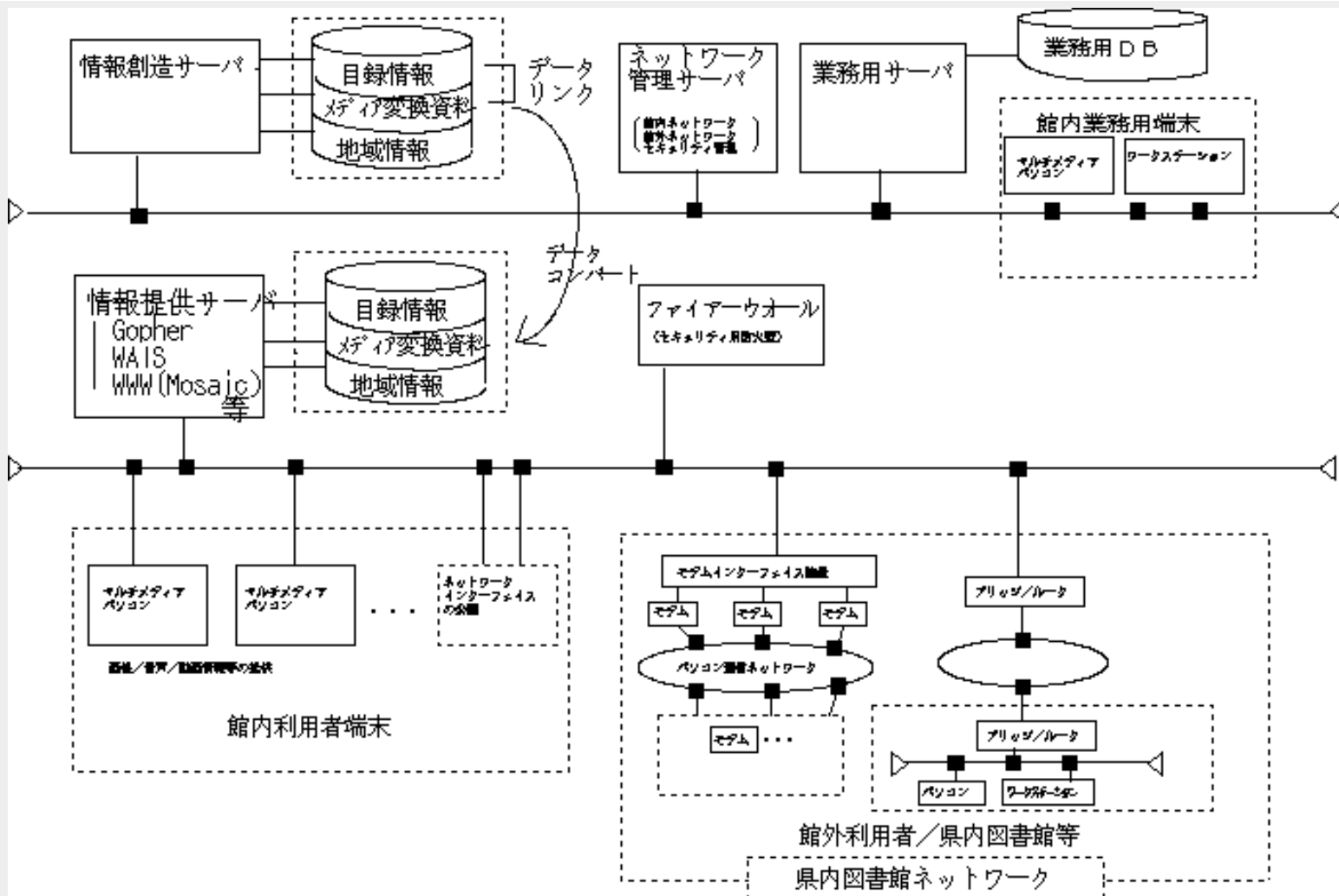
マルチメディア環境のデータ量をユーザーが苦にならない程度のレスポンスで提供するために、広帯域の伝送路によるLANの構築を図ります。

ネットワーク管理装置

館内のLANを管理すると同時に、インターネットと館内及び県内図書館等ネットワークとの接続管理を行います。特にインターネット環境下においては外部ネットワークとの接続及び個人への開放によるセキュリティー管理が重要な要素となり、ネットワークの利用形態を十分考慮した上での構築が必要となります。

以上のコンピュータ環境に関する構想を概念図にまとめたものが図5 - 2です。

図5-2 コンピュータ環境概念図



[|次の項目||目次|](#)

8. 研修方法について

8-1 ユーザーに対する講習

県立図書館としてユーザー個人に対するネットワーク及び情報機器の利用研修を積極的に行います。研修方法に関する基本的な考え方は次のとおりです。

- ・ユーザーのレベル・年齢層等に応じた多様な研修（練習）方法を提供します。
- ・CAIやネットワークツアー的な意味合いをもったオンラインネットワークによる楽しい研修方法を実施します。
- ・情報相談室（パソコン相談室）をつくり、情報機器の操作方法や情報機器の紹介を行います。

8-2 図書館職員に対する研修

県内公共図書館職員を対象とした研修は、ユーザー個人に対する研修のほかに、核となる業務についての出版物（マニュアル等）を提供することとします。

[|次の項目||目次|](#)

9 . ネットワーク情報資源のレファレンス

インターネット等のネットワーク情報資源をユーザーが自由に活用するためのレファレンス（調査・仲介・カウンセリング・代行検索等）は今後ますます県立図書館の重要な機能になると考えられます。具体的な業務内容をあげます。

- ・調査
 - ネットワーク情報
 - サーバー情報
 - ナビゲーションツール
- ・仲介
 - アカウント取得
- ・カウンセリング
 - 利用方法
 - 検索方法
- ・代行検索
- ・一部ネットワーク情報資源の保存
など

9-1 条件整備

ネットワーク情報資源のレファレンスは図書館サービスの新しい分野です。普段からナビゲーションツールなどに関心を持ちネットワークに接続して利用技術を研鑽するしか方法がありません。何よりも人的体制を整える必要があります。

[|次の項目||目次|](#)

10 . マルチメディアと著作権

10-1 マルチメディアの定義

マルチメディアは様々な意味で使われますが、ここでは「デジタル化された文字・音声・音楽・静止画・CG・コンピュータデータなど、様々なメディアが有機的に統合された情報の形態」という意味で使います。

10-2 著作権について

著作権侵害に関わる課題

マルチメディアはデジタルデータを扱いますので複製を作りやすく、しかも劣化せず、著作物の編集・加工も容易です。そのため、著作権侵害につながりやすく、以下に図書館としての課題を整理します。

表5-1 著作権侵害に関わる主な課題

著作権の種類	権利内容	著作権侵害に関する問題
複製権	著作権を複製する権利	ダウンロードやハードコピー（印刷）

放送権・有線送信権	著作物を放送または有線送信する権利	ネットワークを介したデータ転送
貸与権	著作物を貸与する権利	複製したデータの貸与
翻訳権・翻案権	著作物を翻訳、編曲、変形、翻案（脚色や映画化等）する権利	英文記事の日本語翻訳
二次著作物の利用に関わる原著作者の権利	原著作者の著作物が二次著作物の利用を許諾する権利	複製のデータを部分的につなぎ合わせた二次的なデータの公開

現状の具体的対象物の扱い

マルチメディアの作品は、映像はじめ音楽・小説などの伝統的著作物だけでなく、プログラム（ソフトウェア）の著作権が関係します。複数の著作権が錯綜し、現行の著作権法では判断し難いものがあります。マルチメディアの作品をひとくくりにして扱うのは困難であるため、具体的な対象物を絞って現行の法制度下で公開や貸出の可否について整理します。

なお、前例のない著作物の公開や貸出については個別に著作権処理（使用許諾契約）の検討が必要になります。

映像

ビデオテープについては著作権法第38条5項（映像ソフト貸出）の補償金に関する日本ビデオ協会と日本図書館協会との交渉が続いていますが、他方で著作権の処理がすんだビデオソフトを日本図書館協会の斡旋で購入し貸出をしている図書館もあります。LD（レーザーディスク）についてはデジタル化の問題で個別に著作権処理が必要です。

音楽

音楽CDについては、音楽業界で窓口を集約し、日本音楽著作権協会（JASRAC）が著作権処理の窓口となっているので一括してJASRACから使用許諾を受けることができます。

すでに音楽CDの貸出を行っている図書館もあります。

コンピュータプログラム

本などの著作物を家庭などで利用する場合に限って合法的にコピーできる「私的複製権」について、文化庁の「コンピュータ・プログラムに係る著作権問題に関する調査研究協力者会議」報告書では、この権利をコンピュータプログラムには認めない方向で何らかの制度上の対応が必要であると提言しています。このため商用のコンピュータプログラムを図書館内の特定のコンピュータで使用する場合は問題ないが、貸出用として扱うことはできません。

ただし、フリーソフトウェアやシェアウェアと呼ばれる営利目的以外での私的使用を認めているコンピュータプログラム（インターネットにおけるftp サーバー等から入手可能）は原則としてこの限りではありません。

マルチメディアに関する著作権の今後の動向

1994年6月、文化庁は現在の著作権制度を根本的に見直す長期的な構想をまとめました。西暦2000年までに映像や音声といった著作物情報をデータベース化するとともに、著作権を一括管理して使用料を集める団体を分野ごとに設立し、2010年には光ファイバー網を利用して、ソフトウェアや情報の使用料を徴収するシステムを導入し、マルチメディア時代に対応する著作権制度を確立する方針です。

県立図書館としてこの最終答申等の結果により再検討する必要があります。

[次の項目|目次](#)

第6章

組織と運営

1 . 視点

- ・ 図書館を取り巻く社会環境は大きく変化しており、また変化のスピードは急速です。現時点でユーザーが満足しているサービスが明日も満足されるとは限りません。新奈良県立図書館は新しい時代に柔軟に対応し、不断に進化し続けることが必要です。

2 . 組織

2-1 (仮称) 図書館経営委員会

- ・ 図書館が常に柔軟な組織体制を保ち、新しいサービスの展開とサービスの品質向上を継続的に行っていくためには、図書館自身によるセルフチェックはもちろん必要ですが、これで十分とはいえません。

専門の研究者やユーザー代表の意見を取り入れるシステムが必要です。

経営的視点から時代の新しいニーズを的確に捉え、図書館の全般にわたって望ましい方向に導くナビゲーターとして(仮称)図書館経営委員会を設置し、たゆみない図書館サービスの品質向上を心がけます。

< 任 務 >

将来的な新県立図書館サービスのあり方を敏感に察知し、広範な視野で図書館業務効率化・サービス向上の方策を提言します。

[提言内容]

- 例示
- ・ 組織 / 運営のあり方
 - ・ 資料 / 情報の収集・加工・提供方法
 - ・ 施設活用のあり方

< 性 格 >

- ・ 図書館組織から離れた常設の機関であること。
- ・ 図書館業務に関して独自の調査権限を持つこと。
- ・ 設置母体のトップに対し、提言または助言を行うこと。

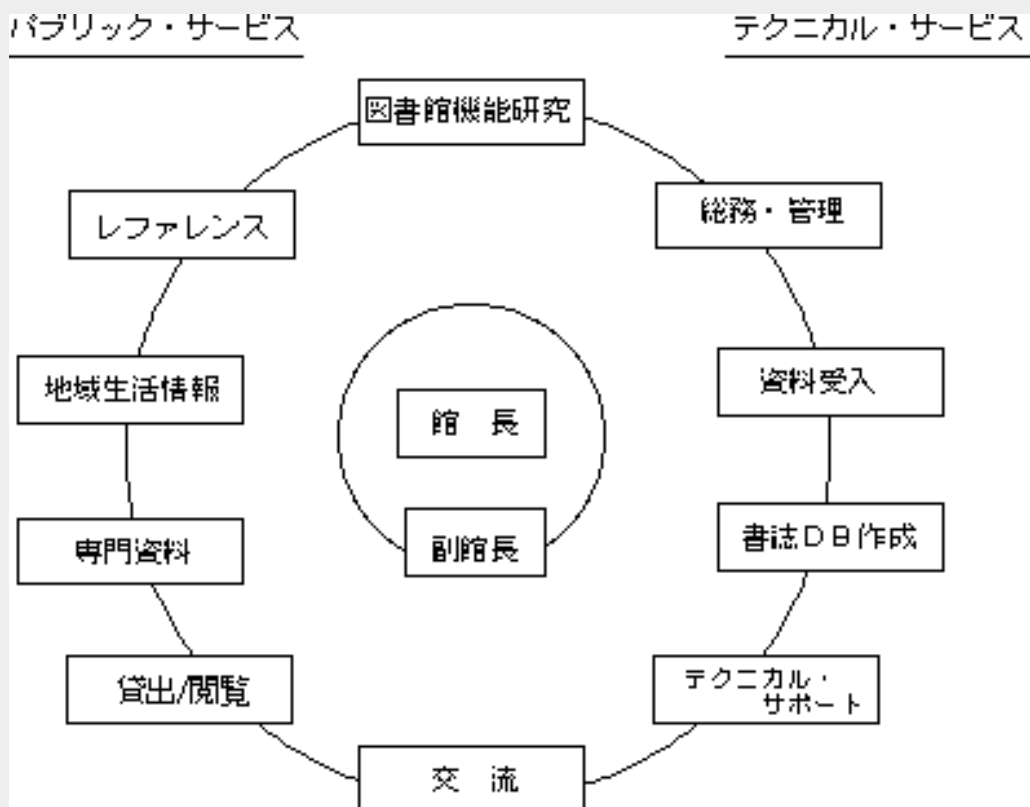
< メンバー構成 >

図書館研究者、情報専門家、ユーザー代表等若干名。

* なお、この制度は新奈良県立図書館サービスの硬直化を防ぎ、「進化する図書館」の理念を保証するシステムとして、実質的に機能するよう配慮されることが望まれます。

2-2 組織構成

- ・ 組織の柔軟性確保と職員の専門能力発揮の観点から、次図（組織図）のように機能別にワーキング・グループ化された組織体制が望まれます。
なお、この構成も時代の変化に応じて自在に変化するべきです。
- ・ 新奈良県立図書館は総合的な情報を扱う図書館であり、資料だけでなく地域生活情報や文書等の専門情報、ネットワーク情報など広範な情報を提供する機能をもっています。この機能を遂行するために図書館職員は行政サービスはじめ様々な情報に対する深い理解を持つ必要があり、この資質を活性化するために必要な分野については知事部局、教育委員会事務局との人事交流を検討することが望まれます。



< 各セクションの業務 >

テクニカル・サービス

図書館機能研究

ユーザーのニーズの動向を常時把握し、時代の変化に対応した図書館サービスのあり方を研究します。

- ・ 図書館活動に関する研究・評価機能
- ・ 県内情報ニーズの把握
 - 継続的なアンケートを実施するなどして、潜在的なニーズを把握します。
 - 各分野のサービスの利用状況 / サービスの満足度 / サービスの知悉度等
- ・ 自館及び県内図書館情報活動の調査研究
- ・ 図書館の機能・運営・施設・装備に関する企画・立案
- ・ 職員の研修計画立案

総務・管理

図書館全般のオフィス・マネジメントを行います。

- ・ 施設管理
- ・ 物品管理
- ・ 会計事務
- ・ 予算編成
- ・ 広報

資料受入

資料の集約・発注・受入事務を行います。

- ・ 集約事務 収集対象資料の集約・重複チェック
- ・ 発注事務 購入図書が発注、欠巻チェックなど
- ・ 受入事務 購入図書の検収
- ・ 雑誌発注受入 雑誌発注、受入、欠号チェックなど
- ・ その他資料の発注・受入

書誌データベース作成

書誌データベースの作成・維持を行います。

- ・ N A C S I S - C A T の利用による自館書誌データベースの作成
- ・ 館内目録システムの維持・管理
 - 目録基準の統一 / 索引の検討 / 除籍資料情報の抹消 / 目録情報の訂正 / 発注データと目録データのマッチング
- ・ 資料の装備
 - 図書ラベル、バーコードラベルのはりつけなど。

テクニカル・サポート

図書館のコンピュータ・システムおよびネットワーク・システムの管理を行うとともに、他の関係セクションと共同して、最新の技術を取入れたメディア変換作業を行います。

- ・ コンピュータ・システムの管理
- ・ ネットワーク・システムの管理
- ・ インターネットのドメイン管理
- ・ 県内パソコン通信システムの管理
- ・ 情報検索室、A V ブースの管理
- ・ 情報利用講習
- ・ メディア変換

パブリック・サービス

レファレンス

- ・一般系 / 専門系 / 情報系の3部門にわけ、それぞれが高度なレファレンスに対応できるようにします。
 なお、資料の所在や館内施設、図書館サービスなどについての質問は、貸出 / 閲覧セクションで扱います。
- ・レファレンスを遂行するために必要な資料の収集・整備
- ・ネットワーク情報資源のレファレンス
 - ネットワーク情報に関する案内情報の収集・整備
 - ネットワーク情報資源の検索
 - ユーザー自身によるネットワーク情報資源の検索に対するアドバイス
 - 必要なネットワーク情報資源の保存
 - インターネットのドメインの代行取得
- ・レファレンスを伴うILLサービス(含文献複写)

地域生活情報

地域生活情報を収集し、最もふさわしいフローに編集して提供します。そのためにも必要な提供フォーマットの研究を行い常にシステムの淘汰を行います。

- ・情報収集
- ・情報編集
- ・地域生活情報データベースの作成
- ・提供システムの研究

専門資料

奈良に関する専門資料、郷土資料、古文書、非現用公文書の収集・提供、メディア変換資料の研究・提供を行います。

- ・研究
 - 収集すべき資料の研究
 - 資料の提供メディアの研究
 - メディア変換の研究
 - 資料の歴史的・文化的研究
- ・収集
 - 専門資料の収集
- ・レファレンス
 - 専門資料についてのレファレンス・サービス
- ・データベース作成
 - 専門資料の目録情報データベース作成・研究
 - * 一般的な図書形態のものは、書誌データベース作成セクションが担当します。
- ・研究交流
 - 県内外の研究交流を行います。
- ・修復 / 保存処理
 - 資料の修復・製本、保存処理、複製作成を行います。

貸出 / 閲覧

単純作業を可能な限り排除し、自動貸出 / 返却機などの新しい技術を積極的に導入します。

- ・貸出登録
- ・貸出 / 返却
- ・予約 / リクエスト
- ・督促
- ・一般閲覧・貸出用資料の選択・収集
- ・ユーザーのOPAC端末検索援助

- ・読書案内
- ・書庫出納
- ・複写サービス（セルフサービス）
- ・相互貸借
- ・蔵書点検

交流

市町村図書館の支援や未設置市町村振興に関わる業務を行うとともに、県内図書館間協力の総合調整を行います。

- ・市町村図書館職員の研修
- ・連絡車の運行
- ・レファレンス支援
 - * 必要に応じ他セクションと協力して行います。
- ・図書館間協力の調整
- ・国会図書館をはじめとする他館との交流窓口

* 資料の収集については、各セクションが担当し、最終的にはセクション間で調整します。

* 企画、行事等についてはそれぞれの分野ごとに関係するセクションが行い、全体としての調整はセクション間で行います。

これらのセクションは責任をもってサービスを担当します。他セクションとの共同サービスが必要となる場合は、各セクション内のコーディネーターが協議して行い、さらに調整が必要となった時は副館長が調整します。

2-3 館長

館長は図書館が常に時代の要請に応じてその機能を遂行していくことができるように、組織のリーダーとして幅広い視野にたって図書館のあらゆる業務をリードしていかなければなりません。そのためには社会の動向をふまえてニーズにふさわしいサービスを設定し、高度化させていくための経営的方策をたてていく能力が求められます。

業 務

- ・外部と折衝する仕事を行います。
- ・（仮称）図書館経営委員会の提言に基づき、経営的視点から図書館業務の高度化をリードします。
- ・自館のサービスについて広範なプロモートを行います。

必要な資質

館長は図書館を経営するいわば経営者です。そのため司書資格の有無にかかわらず図書館サービスについての見識をもち公的サービス機関を経営するセンスが求められます。

2-4 職員

望まれる専門性

新県立図書館職員には従来の司書の専門性に加えて以下の資質・能力が求められます。

- ・多様な資料・情報についての広範で深い知識。

- ・ニューメディアやネットワーク情報資源を使いこなす知識と技術。

採用制度

- ・求められる能力ごとに独自に採用候補者選考試験を実施することが望まれます。
- ・サービスの高度化を想定すると、試験の内容は県の上級職試験およびそれぞれの専門試験が必要と考えられます。

高度な研修制度

時代の変化に組織が柔軟に適応し続けるためには職員の高度な研修制度が不可欠です。様々な分野ごとに専門的な研修を行える環境を整備すべきであり、そのための充実した年間計画をもつ必要があります。

- ・大学が行うワークショップなどへの参加
- ・外部研究者を招聘しての研修
- ・館内での自己研鑽
 - ・専門分野ごとの研修
 - ・各分野にまたがった研修

その他

新県立図書館の設置に当たっては現職員の配置について希望を調査し、これに十分配慮した研修計画を立て、その上で研修に十分な時間をとることが必要です。

3 . 運営

3-1 図書館運営のセルフチェック

新しいニーズを反映した図書館サービスを継続していくためには、質的データによる自己評価を行うことにより、ユーザーのニーズを正確に把握するとともに、自らの活動状況を常にチェックする必要があります。

評価データの例示

目録利用評価 / 資料・情報提供評価（文献 / ネットワーク情報） / レファレンス評価
 ユーザー数 / レファレンス件数 / ネットワークアクセス件数 / 外部からのアクセス状況 / 資料の利用状況等

サービス効果についての測定を工夫する必要があります。
 継続的なアンケートの実施（ユーザー / 非ユーザー）
 各分野のサービスの利用状況と満足度等

3-2 開館時間等

成熟化社会、都市化の進展等に配慮し、レファレンス・貸出等、サービスごとにフレキシブルな時間設定を工夫することにより、可能な限り長時間の開館が望まれます。

世界的なネットワークの浸透にあわせ、館外からのデータベース検索・利用者によるネットワーク情報資源の検索などは24時間稼働体制が当然であり、新県立図書館の情報システムはノーダウン方式を取るべきです。

休館日は実際上新県立図書館の立地場所や職員数、実際の利用状況等により、一概に論じることはできませんが、ユーザーが最も来館しやすい土曜日・日曜日は一般的にいつて開館していることが望めます。

なお、職員の福利厚生面への配慮は重要であり、勤務ローテーションに緻密な工夫が必要です。

所蔵資料の整理・点検は日常の勤務時間内で行われるべきであり、図書館サービスの低下につながる従来のような定期的な集中休館は避けるべきです。

そのためにもブックディテクションシステム(BDS)やコンピュータによる蔵書点検システムなどの技術を積極的に導入し、作業の効率化を図ります。

3-3 ボランティア活動と図書館

- ・生涯学習志向が増大する中で、ボランティア活動の範囲は従来の福祉中心の活動から広範な分野における自己実現の方法として大きく広がってきています。今後社会の成熟化が進むにつれ、様々な分野で専門的な知識や技能を持つ人々がボランティアとして積極的にその能力を生かしていくことが予想されます。
- ・図書館業務にボランティアが参加することは社会的資源としての人々の多様な能力が生かされることであり、また活動を通して人々の知的交流が促進されることでもあります。新県立図書館はボランティアが積極的に活躍する場です。

ボランティアの活躍分野

基本的には図書館業務のあらゆる局面への参加を想定します。

例：障害者支援(点訳/朗読/案内 など)
古書や破損本の修復
専門的知識を生かしたレファレンス支援
翻訳支援
コンピュータ・システムへのアドバイス
郷土資料の収集・整理 など

なお、図書館運営のシステムに関わる業務や、機密を要する業務(ユーザーデータの管理等)、長期にわたる継続性・統一性を必要とする業務(データベース作成等)については、その性格上職員が行う必要があります。

3-4 ユーザー講習

調査研究型図書館はレファレンサーがユーザーの調査・研究の支援を行うのは当然ですが、ユーザー自身がネットワーク情報資源や各種データベース、参考資料を自在に駆使して必要な情報を自ら入手できることが最も望ましい形です。そのため一般ユーザー向けの定期的な図書館利用方法についての講習会を積極的に行う必要があります。

方法

情報利用講習(第5章)

図書館ツアー 図書館の様々な機能や各種サービスについて、ユーザーを案内しつつその利用方法について説明します。

[次の項目||目次](#)

第7章

新県立図書館の施設整備の方向

1．県立図書館 2 館の統合について

新県立図書館は情報ネットワーク社会における県内の中核的公共図書館として、現在の2館体制を1館に統合し、県内の総合的な情報拠点としてサービスの高度化を図るべきであると考えます。主な理由は次のとおりです。

- ・新県立図書館は情報ネットワークを活用することによって県内の図書館（室）と連携し、より高度で深みのある情報サービスをめざしますが、ネットワークの中核拠点としてはシステム管理、データ管理の面で1カ所集中が合理的であること。
- ・特に市町村・学校図書館への支援・補完の観点からレファレンス機能の高度化が不可欠であり、専門職員の分散は避けるべきであること。

2．新県立図書館の望ましい立地条件

一般的に貸出サービスを中心とする公共図書館の立地条件としては住民の方々の日常的な行動範囲内にあり、交通の便のよい可能な限り都市の要所に立地することが望ましいとされています。新県立図書館は調査研究型の図書館であり、貸出サービスを中心とする県内市町村図書館とネットワークを介して一体として図書館情報サービスを展開することを想定しています。また、県民の方が必要とする情報は可能な限り自宅や県内事業所から入手できるようにし、さらに深い調査研究や face to face の交流が必要になったときに来館されて数時間滞在し、調査研究するという利用形態を想定しています。

このような新県立図書館の性格と機能に照らして、

- ・県内幹線道路交通網に近いこと
- ・大規模駐車場の設置が可能なこと
- ・鉄道駅に近いが、またはバスによる来館が可能なこと

が望ましい立地条件としてあげられます。今後この条件に合致する施設用地を具体的に検討することとします。

3．施設整備の方向

3-1 視点

ネットワーク情報資源として新県立図書館はユーザーが情報ネットワークを利用して自宅または最寄りの図書館や公共的機関から様々な情報を入手できる図書館です。

従って新県立図書館の施設計画はユーザーが時間をかけて来館し、直接専門職員のレファレンスサービスを受けつつ、より高度な資料検索・ネットワーク情報検索を行い、さらに知的な face to face の交流を通じて調査研究を深めるために滞在するという視点から検討する必要があります。

3-2 整備理念

次の3点が重要なポイントとなります。

訪れることによって人間性が高まるような雰囲気をもつこと。

- ・知的資源としての豊かな情報・資料とのふれあい空間
- ・世界の知識とリアルタイムにコンタクトできる情報システム
- ・奈良県の歴史／文化に関する先進的な研究交流と成果の情報発信装置

人間の五感に響く快適性の工夫

- ・可能な限りパーソナルな空間構成
- ・人間工学的な配慮
- ・時々の気分や目的に応える様々な空間の準備

障害者・高齢者・外国人等にとっても快適な配慮の追及

3-3 具体的な設計にあたって

3-3-1 施設全般に関する事項

訪れること自体の快適性

新県立図書館は訪れるユーザーにとって自分の情報ニーズに必ず応えてくれる知的情報拠点として誇りのもてる施設でなければなりません。施設全体として機能に見合った合理的な空間構成はじめ、施設の外観や構内景観・館内景観も重要な構成要素になります。

将来の機能の進化に対応できる柔軟性

図書館は様々なメディアを取り扱う機関ですが、メディアを取り巻く環境は近年激しく変化し、さらに近い将来激変することも予想されます。施設整備に当たっては新県立図書館の機能が時代に応じて進化するのに合わせて柔軟に対応する必要があります。

あらゆる人々の来館のための快適性

障害者・高齢者・外国人・女性などの利用に配慮した施設設備の整備は成熟化社会の図書館として当然必要です。新県立図書館は先端技術を活用した図書館として、特に障害者・高齢者・外国人はじめコンピュータや外国語の苦手なユーザーに優しい先端技術の実験的な導入にも積極的に取り組むべきです。

来館者の安全性

オープンな公共サービス機関として、施設の防災対策・警備対策は特に重要です。防火扉・消火設備の完備はじめ避難誘導システム・防犯システムに万全を期する必要があります。

3-3-2 利用局面に関する事項

調査研究のための快適性

効率的な調査研究のためにはユーザーが必要な情報を求めて館内を探し回るようなことは好ましくありません。可能な限り手元から所蔵情報・ネットワーク情報にアクセスできることが必要です。

調査研究に没頭するためにはユーザーの個人空間が確保されている必要があります。可能な限りユーザーのパーソナルな空間編成が望まれる理由です。また、ユーザーの時々の課題や利用目的に応じて様々な態様の空間が準備されることも必要です。

調査研究のためには迅速で当を得たレファレンスサービスが不可欠です。

分野別のレファレンスサポート

滞在するための快適性

調査研究のために訪れるユーザーは通常数時間滞在することになります。滞在型利用のための快適性が求められます。

気分転換のためのリフレッシュ空間の準備（喫茶室・館内の緑化・散策路等）
レストラン

貸出のための快適性

読書のための図書資料の活用にはブラウジングによる図書の探索と迅速な貸出・返却事務が不可欠です。貸出ニーズの高い図書資料を可能な限り全面的に開架し、ブラウジングのための工夫、貸出・返却事務の効率化を行う必要があります。自動貸出・自動返却機、ブックディテクションシステム、ブックポストの導入を図り、機械的な業務は可能な限り自動化して職員は資料・情報の専門家としてユーザーとの交流に時間を費やすべきです。

読書案内カウンターの設置
書庫出納の自動化

知的交流の快適性

図書館は本来様々な利用目的をもったユーザーが集う場所ですが、新県立図書館

は読書交流から研究交流までユーザーの face to face 交流を積極的に促し、新たな文化創造の場になるべきです。特に奈良県の歴史／文化に関する専門図書館としては、研究者の全国的・世界的な研究交流は奈良県の新たな文化創造にとって不可欠の機能です。また、交流のための集会施設は世界とつながるネットワークシステムによってサポートされるべきです。

様々なサイズの交流空間の整備

300人規模の交流ホール

大小の研究交流室

簡易な日常交流コーナーの設置（読書交流、ボランティア交流など）

研究交流に必要な情報システムのサポート

3-3-3 サポートに関する事項

サポートのための快適性

ユーザーにとって快適な図書館はこれを運営する側にとっても快適でなければなりません。様々なサービスをサポートするに当たってバックヤードでの日常業務が衝突することなく効率的・合理的に遂行される必要があります。そのためシステムティックで信頼性の高いシステムの導入を図ります。

また、ユーザーは自分の利用目的に応じて行動します。大勢の来館者の安全のために防災・警備上の配慮は重要であり、迅速にこれらの業務を遂行するために施設管理においてもヒューマンフレンドリーなシステムの導入が望まれます。

以上のような快適性を実現するためには、必要な諸機能を相互に有機的に関連づけ、施設としての総合的なサービス力を高める必要があります。

3-3-4 施設のインテリジェント化

ユーザーの利用、業務管理、施設管理等の図書館機能全般にわたっていわば神経系統を整備することにより施設全体の効率的利用を図り、総合サービス力を向上させます。

館内LANの整備

外部ネットワークとの一体化

館内の様々な業務の統合化

効率的・省エネルギー施設管理

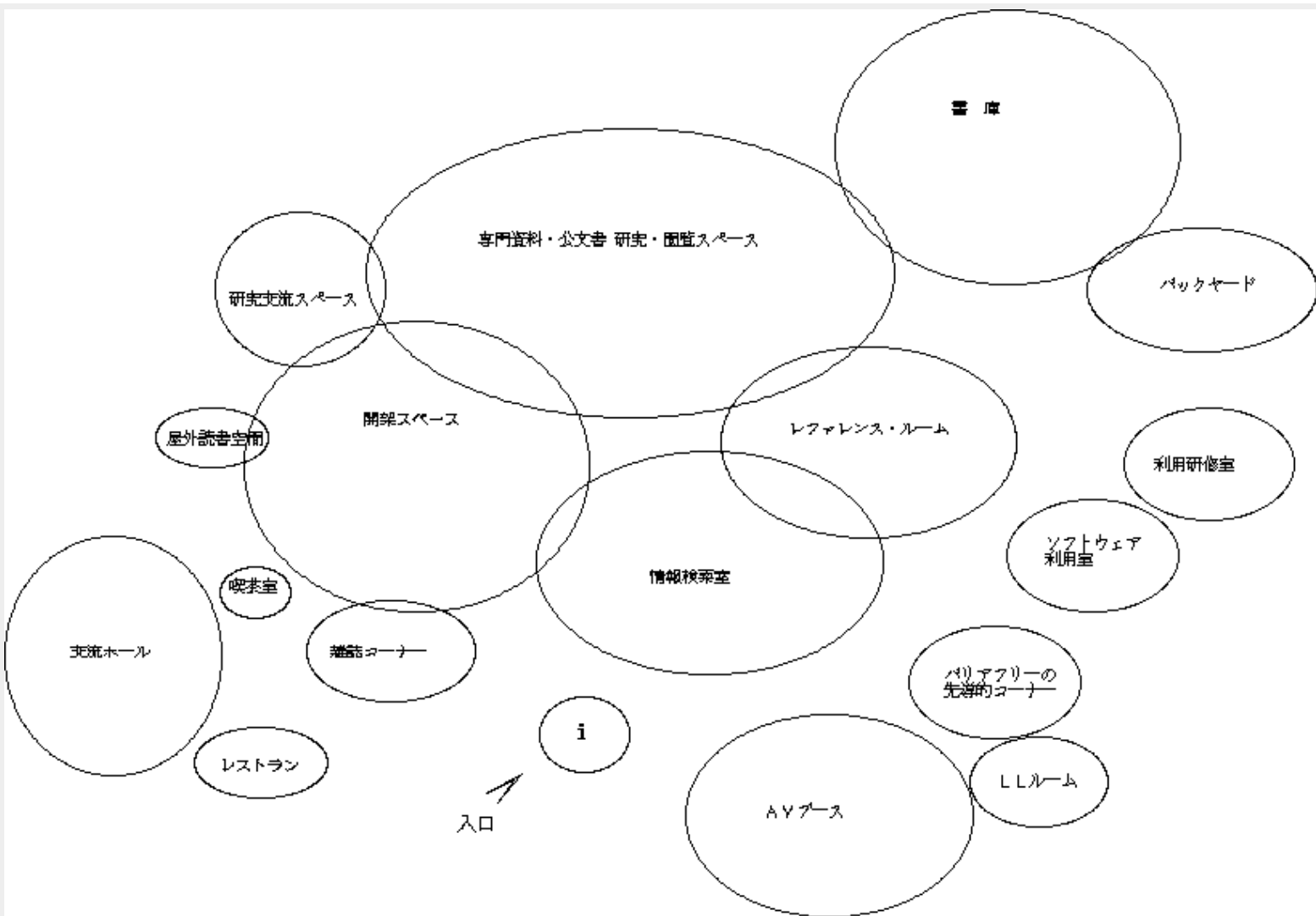
3-4 空間構成

新県立図書館は足を踏み入れた瞬間に図書館の性格がアピールしてくるようなものとし、館内全体に奈良県らしい付加価値を工夫するなど全体としてゆとりある、人に優しい空間構成とします。

なお、全体として延べ面積は他府県等の例から10,000～15,000平米を想定します。

次の空間構成図は新県立図書館がサービスを行う上で必要となる様々な空間をイメージで表現したものです。

図7-1 空間構成図



4 . 所要室構成

4-1 利用部門

開架資料スペース

最近の傾向として20～30万冊規模の大規模開架が多くなっています。開架方式は書庫出納に要する人員削減を可能にするほか、ブラウジングのニーズに応えるには最適の方式です。一方、開架規模が大きくなれば効率的な資料検索のために工夫が必要です。

< 配架について >

・主題部門別配架

- ・関連分野の資料が集中するため、大量の資料のブラウジングが容易です。
- ・主題部門に分類するという作業が加わるため、作業量が増大するとともに、主題付与作業に統一性と専門性が要求されます。
- ・特色あるコレクションの集積がある場合、その分野については主題別配架は資料アクセスの点から合理的です。

・NDC順配架

- ・配架作業が簡単で客観的です。

なお、調査研究型図書館では資料の全面開架や配架方法の工夫よりも書誌データベースをはじめとする検索手段の完備の方が相対的に重要です。

< 新県立図書館の配架方針 >

資料別配架方針

- ・図書
合理的な範囲内で可能な限り開架冊数を増やし、書誌データベース検索システム

の充実を前提としてNDC順に配架します。ただし、「奈良県の歴史／文化に関する専門資料」群については主題別に集中して配架します。この分野についてはユーザーの対象意識が特に強いからです。

なお、「奈良県の歴史／文化に関する専門資料」には県内のみならず周辺地域に関する資料を含めます。

・雑誌・新聞

一般雑誌、新聞、パンフレットは雑誌コーナーに配架し、専門雑誌は主題の集中を図るため、NDC順に図書の上に配架します。

・外国語資料

NDC部門ごとに日本語図書の近くにまとめて配架し、外国語資料コーナーを特に設けないことを原則とします。外国人も日本人同様に図書館を利用するスタイルを想定します。

・A V 資料

貸出は行わず、館内閲覧だけとします。全面的に閉架とし、自動送出装置によるA Vコーナーでの閲覧とします。

レファレンスルーム

調査研究型図書館として閲覧席利用者が多く、滞在時間が長時間にわたることが予想されます。また、この利用形態は図書館のレファレンスサービスによってサポートされる必要があります。以下の点に配慮し快適なレファレンスルームとして充実します。

調査研究スペースのプライバシーの追及
 各個の調査研究スペースへのマルチメディア端末等の設置
 照明・空調等のパーソナルな対応
 機器類が発する音に対する配慮
 個室・半個室・平机・窓際ソファなど様々な空間
 十分な座席数

カウンター

貸出カウンターとレファレンスカウンターに分けます。

貸出カウンターは書架の近くに配置し、読書案内／貸出・返却（自動化）／予約貸出登録／相互貸借を行います。

レファレンスカウンターは一般系、専門系、情報系の分野別に設置します。

A V ブース

県民の方はもちろん奈良県を訪れる研究者や観光客の方が奈良県の歴史や文化に関する情報をブラウジングするシステムとして快適なA Vブースを設けます。

バリアフリーの先導的コーナー

あらゆる人々が障害を意識することなく資料や情報を利用するために、次のような先端技術によるサポートを実験的・集中的に行うスペースを設けます。

拡大読書装置（自動スキャナを活用した大活字表示装置）の追及・導入
 自動音声出力装置（OCRによる文字の読み取り 音声出力）の追及・導入
 自動点訳機器の追及・導入

L L ルーム

語学学習のためのスペースを設けます。

ソフトウェア利用室

進展する高度情報社会の中でコンピュータ利用の習熟は必須のものになると考えられます。フリーソフトウェアを中心に様々なソフトウェアを収集し、実際に利用する仕組みを工夫します。

専門資料／公文書研究閲覧スペース

オリジナル資料が中心になるため保存や閲覧について慎重な扱いが望まれます。

一般資料とは別にレファレンス閲覧スペースを設ける必要があります。

なお、研究／作業スペースについては別途専門的に研究する必要があります。

書庫

< 将来の拡張性 >

図書館施設の拡張性について特に問題になるのは書庫スペースです。ペーパー資料のメディア全体に占める相対的な比率は下がることは予測されますが、依然として大きな割合を占めることは変わりありません。特に調査研究型図書館としては原則として資料の処分はないものと考えなければなりません。この点で将来的な書庫スペースの確保は重要な課題です。ただ現状では具体的に確保すべき合理的な水準がないというのが現実です。

施設建築に関する法規制の変更がありうることを考慮し、将来的な拡張性は敷地で配慮することが最も合理的と考えられます。

<収蔵能力>

当面80万冊程度の収蔵能力を想定します。

4-2 交流部門

集会・会議スペース

図書館での様々な行事や人々の交流のために、ネットワーク利用やニューメディア機器の利用に対応した設備をもつスペースを準備します。

交流ホール(300席)

集会室

研究交流スペース

特に奈良県に関する研究者の交流を積極的に支援するため、共同研究が可能な交流スペースを準備します。

簡易な日常交流コーナー

読書交流・ボランティア交流の場を準備します。

ボランティア控え室を準備します。

利用研修スペース

県内公共図書館職員の技術研修及びユーザーの図書館利用研修を行うためのスペースを設置します。

ギャラリー

貴重資料や交流成果の展示・発表のためにギャラリーを設置します。

総合 i センター

図書館の利用について総合的な案内を行うため、玄関ホールにインフォメーションカウンターを設けます。

4-3 付帯施設

レストラン・喫茶

調査研究型図書館である新県立図書館はユーザーが長時間滞在することが予想されます。リフレッシュスペースとして喫茶室が必要です。なお、レストランの併設が含まれます。

売店等

県立図書館独自のグッズや県内で発行されている書籍などを中心に販売するスペースは特に県外からのユーザーにとって大変魅力的なものです。

4-4 バックヤード

図書館の様々なサービスをサポートする空間は業務が効率的に遂行できるようゆとりをもって確保する必要があります。

5.設備等計画

情報化対応

インテリジェント施設に対応して次のような館内設備が必要です。

館内LAN

フリーアクセスフロア

ネットワーク接続用のポート(コンセント)

室内環境対策

各種機器が発する音・光・ほこり等への対策を講じます。

家具

多様な資料の収納・配架や閲覧形態に対応して図書館用家具は様々な種類のものが必要であり、また一般の事務用家具に比べて高価です。建築費とは別に十分な家具費を確保する必要があります。

サイン

障害者や高齢者、外国人の利用を踏まえた分かりやすいサインを準備することが必要です。

分かりやすいピクトサイン
外国語のサイン
公道からのアプローチ

障害者や高齢者等に優しいバリアフリーアクセス

- ・公道からのアプローチ・館内通路の段差解消、車椅子のターン可能な通路・書架間隔に配慮します。
- ・視覚障害者のための香り（花や森林の香り）や音（水の音等）を使った館内誘導システムを実験的に整備します。

音響・照明

各スペースごとの機能に応じた可能な限りパーソナルな対応が求められます。

駐車場

思い切って大規模な駐車場を整備します。

外構

新県立図書館としての機能から特に緑豊かな外構の整備が望まれます。

[|次の項目||目次|](#)

終わりに - まとめにかえて -

県立図書館整備基本構想の根本的な考え方は次の3点に整理できます。県教育委員会として数年後に迫った21世紀の新しい時代に向けて、関係者のご理解とご協力を得ながら、この基本構想の実現に向けて努力してまいります。

図書館は情報資源を共有すべきであり、新県立図書館はそのための体制を整えます。県立図書館は将来的な図書館のあり方を見据えて、県内のオンラインネットワークづくりの主導的な役割を果たし、県内の情報格差の解消をめざします。また、県民の方の求める情報は必ずしも図書資料の中にあるとは限りません。むしろ相対的に図書資料のメディアとしての重要性は低下すると考えられます。さらにネットワーク上に電子情報としてそのまま存在する情報を入手し提供するサービスが求められます。県立図書館はこうした新しい事態に対応して図書館サービスのバックアップシステムとしての情報センター機能を持ちます。

県立図書館は情報を通じて世界とつながった県民の方の知的な交流の舞台です。県立図書館は資料や情報を入手できるだけでなく、県民の方が直接交流できるさまざまな空間を準備します。ネットワークによって情報の入手が簡単になるほど情報ニーズが高度化し、人と人との直接的な交流が必要になるからです。人々が情報を求めて集い、そこではネットワークを通じて世界の人々と交流することができます。

県立図書館は社会の変化や県民の方のニーズに柔軟に対応して進化していきます。高度情報化の波は今後も急速に進展するものと思われます。私たちの生活自体も当然のことですが、変貌し、図書館も今人々のニーズに応えることができたからといって明日も満足してもらえとは限りません。図書館サービスは社会の変化に対していつも柔軟でなければなりません。そのために専門職としての職員のあり方や組織運営にも常に留意し不断に進化し続けます。

[次の項目||目次](#)

整備基本構想策定の経緯

平成 5年 9月	奈良県立図書館整備基本構想策定委員会を設置
9月	第1回奈良県立図書館整備基本構想策定委員会及び専門委員会
11月	第2回専門委員会
平成 6年 1月	第3回専門委員会
2月	第4回専門委員会
3月	第5回専門委員会
4月	第2回奈良県立図書館整備基本構想策定委員会及び第6回専門委員会
6月	第7回専門委員会
8月	第8回専門委員会
10月	第9回専門委員会
11月	「新県立図書館基本構想シンポジウム」開催
12月	第10回専門委員会
平成 7年 3月	第11回専門委員会
3月	第3回奈良県立図書館整備基本構想策定委員会

奈良県立図書館整備基本構想策定委員会設置要綱

(設置)

第一条 21世紀にむけて、社会状況の変化に対応する新県立図書館の整備基本構想を策定するため、奈良県立図書館整備基本構想策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(目的)

第二条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 新県立図書館設置の意義
- (2) 新県立図書館の機能、規模、ロケーション
- (3) 新県立図書館機能高度化計画
- (4) 新県立図書館に付置すべき機能について
- (5) その他必要な事項

(組織)

第三条 委員会は、奈良県教育委員会教育長及び別表第1に掲げる委員並びに別表第2に掲げる専門委員をもって組織する。

2 委員及び専門委員は、奈良県教育委員会教育長が委嘱又は任命する。

(会長)

第四条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の中から奈良県教育委員会教育長が指名する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ奈良県教育委員会教育長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は会長が招集し、その議長となる。

(専門委員会)

第六条 専門委員は、専門委員会を構成する。

- 2 専門委員会は、委員会の審議する事項のうち、専門的な分野に属するものについて調査・研究する。
- 3 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長及び副委員長の選任等並びに専門委員会の会議については、第四条第2項から第4項まで及び前条の規定を準用する。この場合において第四条第4項「あらかじめ奈良県教育委員会教育長が指名する者」とあるのは「副委員長」と読み替える。
- 5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者から意見を求めることができる。

6 委員長は、専門委員会の経過及び結果を委員会に報告する。

(任期)

第七条 委員及び専門委員の任期は、委嘱又は任命を受けた年度の末日までとする。

(事務)

第八条 委員会の事務は、奈良県教育委員会事務局社会教育課において行う。

(その他)

第九条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は教育長が定める。

付 則 この要綱は、平成5年9月1日から施行する。

奈良県立図書館整備基本構想策定委員会委員
敬称略

会 長	奈良教育大学教授	杉 村 健
委 員	奈良県医師会会長	有 山 雄 基
	奈良県社会教育委員会議長	置 本 庄 司
	奈良県総務部長	木 村 功 (平成5年9月～平成6年7月)
	同	門 山 泰 明(平成6年7月～)
	奈良県経営者協会会長	阪 本 道 隆
	奈良県図書館協会会長	豊 田 勝 子(平成5年9月～平成6年3月)
	同	谷 本 哲 郎(平成6年4月～)
	奈良県教育委員会教育長	西 川 彭
	奈良県議会文教委員長	山 本 保 幸(平成5年9月～平成5年10月)
	同	田 辺 和 夫(平成5年10月～平成6年7月)
	同	松 原 一 夫(平成6年7月～)

専門委員		
委員長	慶應義塾大学教授	上 田 修 一
副委員長	図書館情報大学教授	植 松 貞 夫
専門委員	大阪大学名誉教授	大久保 昌 一
	国立国会図書館	亀 田 邦 子
	国立民族学博物館教授	杉 田 繁 治
	学術情報センター教授	宮 澤 彰

[目次](#)

基本構想目次

[世界に開かれた情報拠点をめざして
― 県立図書館基本構想の策定に寄せて ―](#)

[はじめに](#)

[第1章 新県立図書館がめざす方向](#)

[1．変化する図書館](#)

[2．21世紀の社会環境変化と県民のライフスタイル](#)

[3．21世紀の図書館](#)

[4．奈良県の公共図書館の現状と課題](#)

[5．新奈良県立図書館がめざす方向](#)

[第2章 新奈良県立図書館の県民サービス](#)

[1．サービスの基本方針](#)

[2．県民サービス](#)

[第3章 新奈良県立図書館の機能](#)

[1．県内の中核的公共図書館としての機能](#)

[2．奈良県の歴史／文化に関する専門図書館としての機能](#)

[3．情報センターの機能](#)

[4．図書館サービス研究・評価機能](#)

[第4章 資料の整備](#)

[1．資料の収集](#)

[2．資料の保存](#)

[第5章 情報化の検討](#)

[1．目録情報データベースの整備](#)

[2．メディア変換による資料の整備](#)

[3．地域生活情報の整備](#)

[4．情報提供の基本的な考え方](#)

[5．情報ネットワークの構築](#)

[6．館内情報提供環境](#)

[7．コンピュータ環境](#)

[8．研修方法について](#)

[9．ネットワーク情報資源のレファレンス](#)

[10．マルチメディアと著作権](#)

[第6章 組織と運営](#)

[1．視点](#)

[2．組織](#)

[3．運営](#)

[第7章 新県立図書館の施設整備の方向](#)

[1．県立図書館2館の統合について](#)

[2．新県立図書館の望ましい立地条件](#)

[3．施設整備の方向](#)

[4．所要室構成](#)

5 . 設備等計画

終わりに - まとめにかえて -

委員会開催経過、設置要項、委員名簿